

資 料 編

資1-1 環境基本計画の進捗点検 (1)

1 環境汚染防止のための施策

1 大気汚染の防止(環境目標1-1)

行動指標	基準値(H28)	目標値(R9)	R6数値	評価*	備考	課名
常時監視局の再配置と測定項目の見直し	—	実施	検討	B	新常時監視体制の整備に向け、協議を進めている。	環境政策課
有害大気汚染物質濃度の環境基準達成率	100%	100%	100%	A		環境政策課
施策名	実施状況					
① 大気汚染状況調査	常時監視局2局にて、二酸化硫黄など5項目について常時監視を実施した。また、県のシステムと接続することにより、県及び環境省のホームページにおいて速報値の公開を開始した。					
② ダイオキシン類等有害物質の調査	トククロエチレン等21項目(12回/年)、ダイオキシン類(2回/年)の測定を実施した。					
③ 工場等の発生源調査	8件のばい煙発生施設等に対して立入調査を行い、5施設のばい煙測定を実施した。					

2 水質汚濁の防止(環境目標1-2)

行動指標	基準値(H28)	目標値(R9)	R6数値	評価*	備考	課名
環境基準(河川)を達成した地点の割合	81.0%	100%	75.0%	B	環境基準設定の5河川でのBODの結果	環境政策課
汚水処理人口普及率	91.5%	96.5%	95.9%	B	汚水処理施設を使用できる人口(供用人口):314,557人	下水道整備課
施策名	実施状況					
① 水質調査	市内を流れる河川のうち21河川38地点及び湖沼1地点にて水質調査を実施(環境基準点含む)。					
② ダイオキシン類調査	上記河川のうち3河川3地点にてダイオキシン類調査を実施した。					
③ 汚水処理事業(公共下水、農業集落排水及びコミュニティ・プラントの接続促進、浄化槽の普及)の推進	—					
③ 汚水処理事業(公共下水、農業集落排水及びコミュニティ・プラントの接続促進、浄化槽の普及)の推進	城南住宅団地排水処理施設と荒砥北部地区農業集落排水処理施設の統合について、両施設の供用地区の住民への説明を行った。					
③ 汚水処理事業(公共下水、農業集落排水及びコミュニティ・プラントの接続促進、浄化槽の普及)の推進	公共下水道事業の接続促進については、広報に掲載するとともに、令和6年度に新たに供用開始となった世帯に対し戸別訪問を実施し、補助制度や融資制度を案内し接続に向けて働きかけを行った。					
④ 合流式下水道の改善	合流改善事業については、平成26年度末までに整備を完了し、平成27年度、28年度の2か年で事後評価を実施した。					
⑤ 畜産公害防止対策の促進	畜産農家に対し、放流水の水質検査の補助を行うことで水質検査の実施を促し、環境保全の推進を図った。					

*行動指標の評価: 「A」=「達成」、「B」=「順調」、「C」=「やや不調」、「D」=「不調」

**施策の評価: 「○」=「計画どおりに進んだ」、「△」=「計画より遅れている」、「—」=「未実施」、「×」=「中止した」

資1-1 環境基本計画の進捗点検 (2)

3 騒音・振動の防止(環境目標1-3)

行動指標	基準値 (H28)	目標値 (R9)	R6数値	評価*	備考	課名
騒音(一般地域)の環境基準を達成した地点の割合	100%	100%	100.0%	A		環境政策課
実施状況						
① 騒音調査					一般地域、道路に面する地域の測定及び自動車騒音評価システムでの面的評価を実施。	環境政策課
② 事業場等の発生源対策の推進					苦情発生源を中心に立入調査を実施し、騒音発生状況の把握に努めた。また、必要に応じ防音対策の助言を行った。	環境政策課
③ 建築工事の騒音対策の推進					前橋中高層建築物に関する指導要綱に基づき、適切に指導を行った。	建築指導課

4 悪臭の防止(環境目標1-4)

行動指標	基準値 (H28)	目標値 (R9)	R6数値	評価*	備考	課名
悪臭の公害苦情件数(年間)	17件 (H24~28平均)	8件	21件	C		環境政策課
実施状況						
① 悪臭発生源事業場に対する監視・指導の徹底					継続監視している事業場の臭気測定を実施。測定結果を基に、文書による指導を行った。	環境政策課
② 悪臭防止の取組支援や普及啓発					関係課と連携して悪臭発生源を調査し、事業者に管理方法について指導した。	環境政策課
③ 悪臭防止の取組支援や普及啓発					消臭剤等の購入に対して一部助成を行い、畜産農家の悪臭防止対策を支援するとともに、広報等を通じ適切な堆肥の管理等について普及啓発を行った。	農政課

5 土壌汚染・地盤沈下・化学物質による汚染の防止(環境目標1-5)

行動指標	基準値 (H28)	目標値 (R9)	R6数値	評価*	備考	課名
地下水質(概況調査)の環境基準を達成した地点の割合	100%	100%	100%	A	15箇所を年1回調査	環境政策課
実施状況						
① 地下水質調査					概況調査は15箇所を年1回、モニタリング調査は11箇所を年1回実施した。	環境政策課
② ダイオキシン類調査					地下水概況調査と同時に1井戸について実施し、土壌のダイオキシン類調査を1地点で実施した。	環境政策課
③ 農薬・化学肥料等の適正使用推進					農薬の適正使用、適正管理の周知を図るとともに、廃農薬の処理費用の一部補助を行い、廃農薬の適正処理を推進した。	農政課

*行動指標の評価：「A」＝「達成」、「B」＝「順調」、「C」＝「やや不調」、「D」＝「不調」

**施策の評価：「○」＝「計画どおりに進んだ」、「△」＝「計画より遅れている」、「－」＝「未実施」、「×」＝「中止した」

資1-1 環境基本計画の進捗点検 (3)

施策名	実施状況	課名
④ 地盤沈下防止のための地下水保全	地下水取水については、適性取水能力とされている各地下水水源の取水能力の7割を超えないよう取水した。	浄水課
⑤ 特定事業場等の発生源対策	土壌汚染を未然に防ぐように水質汚濁防止法の規制の範囲内で指導を行っている。	環境政策課
⑥ 有害物質問題発生時の情報収集と対応	庁内関係部署との連絡体制の確保を図っている。	環境政策課
⑥ 有害物質問題発生時の情報収集と対応	他部署及び他官庁との情報交換を密にし、法令に即り対応している。	廃棄物対策課
⑥ 有害物質問題発生時の情報収集と対応	建築基準法関係法令に基づき対応している。	建築指導課

6 都市の高温暖化への対応策の推進(環境目標1-6)

行動指標	基準値(H28)	目標値(R9)	R6数値	評価*	備考	課名	
熱中症で搬送される患者数(夏季期間)	135人	100人以下	221人	D		環境政策課	
施策名	実施状況						
① クールシェアの推進	市内の公共施設、商業施設及び公園をクールシェアスポットとし、ホームページや群馬テレビのデータ放送等でPRを行った。						環境政策課
② 透水性舗装の促進	【道路建設課】5路線において延長627m実施 【東部建設事務所】2路線において延長266m実施 【区画整理課】4路線において延長496m実施 【市街地整備課】1路線において延長110m実施 計:1499m実施						道路建設課
② 透水性舗装の促進	南橋第七団地跡地整備事業、歩道整備において、延長179mを透水性舗装で実施。						建築住宅課
③ 熱中症予防対策の普及啓発	「広報まえばし」や市ホームページ、SNS、ラジオ、デジタルサイネージ等を活用した啓発や、自治会、民生委員、保健推進員等の地区組織へのチラシ配付、職域や大学・専門学校・メール等で熱中症予防に関する情報発信を行った。さらに、包括連携協定を活用し、こと向けにリーフレットデータ配信、個別訪問時の声掛けとチラシ配布等の協力により、今まで以上に幅広い年齢層への予防啓発に取り組んだ。ほか、庁内職員に対して全庁視示板へ熱中症普及啓発やチラシを掲載するとともに、庁内関係所屬に対して関係団体等への注意喚起や資料提供の協力を依頼した。熱中症の発生リスクの高い中学生にはタブレット配信を行い、またスポーツ協会加盟団体へはチラシを配布することで予防対策の普及啓発の取り組みを始めた。特に、「熱中症警戒アラート」の発表時には、まちは安全ひろメール、防災無線のほか、防災ラジオでも放送を開始し、注意喚起を強化した。						健康増進課

2 生態系の保護のための施策

1 生物種の保全(環境目標2-1)

行動指標	基準値(H28)	目標値(R9)	R6数値	評価*	備考	課名
野鳥観察会にて観察することのできる野鳥の数	34種(H24～28平均)	35種	36種	—	今回は令和8年度に実施予定。	環境政策課
野鳥観察会、自然観察会の参加者数(年間)	82人(H27)	90人	29人	—	野鳥観察会のみ実施。今回の自然観察会は令和7年度に開催予定。	環境政策課

*行動指標の評価: 「A」=「達成」、「B」=「順調」、「C」=「やや不調」、「D」=「不調」

**施策の評価: 「○」=「計画どおりに進んだ」、「△」=「計画より遅れている」、「—」=「未実施」、「×」=「中止した」

資料1-1 環境基本計画の進捗点検 (4)

施策名	実施状況	課名
① 生態系保全のための自然環境調査	自然環境調査(昆虫類)の追跡調査を実施した。	環境政策課
② 自然観察会の開催	—	環境政策課
③ 自然環境保全推進委員会の開催	対面及び書面で各1回開催し、自然環境調査等について助言をいただいた。	環境政策課
④ いきものの生育・生息環境の保全と情報発信	いきものギャラリーのページのペーページを最新の情報に更新し、市内に生息する生き物を知ってもらうための情報発信に努めた。	環境政策課
⑤ 外来種の侵入、拡大の抑制	樹幹注入の現場の視察や情報収集を行い、ホームペーページや広報による市民への周知を実施した。また、市有施設に対しヒョウタンヤカミキリ樹幹注入用キットの貸出を行った。	環境政策課

4 地球環境の保全のための施策

1 地球温暖化対策等の推進(環境目標4-1)

行動指標	基準値(H25)	目標値(R12)	R6数値	評価*	備考	課名
市域全体の温室効果ガス(CO2)排出量(年間)	2,567千t(H25)	1,424千t(R12)	2,151千t(R4)	B	算定に用いるデータの収集の関係上、最新の数値は当該年度の2年遅れで算出される。	環境政策課
市域全体のエネルギー消費量(TJ)(年間)	26,091TJ(H25)	14,480TJ(R12)	22,369TJ(R4)	B	算定に用いるデータの収集の関係上、最新の数値は当該年度の2年遅れで算出される。	環境政策課

施策名	実施状況	課名
① 省エネルギー・省資源行動に関する普及・啓発	まえばし環境家族の実施、地球温暖化対策のための国民運動「デコ活」に関する啓発活動を行った。	環境政策課
② 建築物省エネ法に基づく届出等	建築物省エネ法に基づく届出を受理し、適切に指導を行った。	建築指導課
③ グリーン購入の普及・拡大	令和6年度の達成率は96.1%であり、令和5年度と比較して3.9%向上した。	環境政策課
④ 地球温暖化防止実行計画の推進	令和3年度から、令和12年度までに平成25年度(基準年)と比較して44.5%削減する目標を設定。令和6年度は基準年度と比較して16.2%削減した。	環境政策課
⑤ 交通由来の温室効果ガスの削減	電気自動車の普及に向け、市が設置し一般開放している急速充電器4基、普通充電器5基について、適切な運用管理を実施した。	環境政策課
⑤ 交通由来の温室効果ガスの削減	CunMaaS利用環境の整備を通じて利用者目線による公共交通の利便性向上と、電動アシスト自転車を活用したシェアサイクル運営等を通じて、将来を見据えた公共交通体系の再構築のための利便性向上策と利用促進を行った。	交通政策課
⑤ 交通由来の温室効果ガスの削減	自転車ネットワーク計画に位置付けた00-014号線において自転車通行空間整備の延長480m実施	道路建設課
⑥ 酸性雨モニタリング調査	×	環境政策課
⑦ フロン回収事業	家電リサイクル対象製品以外の製品に含まれるフロンガスについては、使用済み小型家電として無害化处理を実施した。	ごみ収集課
⑧ 森林の整備保全	市有林の保全整備のため、下刈や間伐、松くい虫被害防除のため樹幹注入、伐倒駆除を実施した。また、荒廃森林再生のため、一部私有林の整備・保全を実施した。	農村整備課

*行動指標の評価: 「A」=「達成」、「B」=「順調」、「C」=「やや不調」、「D」=「不調」

**施策の評価: 「○」=「計画どおりに進んだ」、「△」=「計画より遅れている」、「—」=「未実施」、「×」=「中止した」

資1-1 環境基本計画の進捗点検 (5)

2 新エネルギーの導入促進(環境目標4-2)

行動指標	基準値 (RI)	目標値 (R12)	R6数値	評価*	備考	課名
新エネルギーによる発電能力量(累計)	297,461kW	598,184kW (R12)	355,624kW	B	「前橋市地球温暖化防止実行計画2021-2030」の改訂により目標値及び集計方法の見直しを実施	環境政策課
実施状況						
① 太陽光発電等の新エネルギーシステムの導入支援					自家発電型給湯機、定置用蓄電池設備、外部給電機能付電動車、V2Hを購入・設置した市民に対して、費用の一部を助成した。	環境政策課
① 太陽光発電等の新エネルギーシステムの導入支援					市再エネ条例に基づき、11件の事業(すべて太陽光発電設備)について許可をした。	開発指導課
② 公共施設の省エネエネルギー、自然エネルギーの導入					既存市有施設における太陽光発電の導入について、調査を行った。	環境政策課
② 公共施設の省エネエネルギー、自然エネルギーの導入					太陽光発電システム等の設置工事は実施しなかった。	建築住宅課
② 公共施設の省エネエネルギー、自然エネルギーの導入					太陽光発電システム等の設置工事は実施しなかった。	教育施設課
③ 太陽光発電事業の継続					順調な発電を目標に除草や点検等の維持管理を行った。	環境政策課
④ 小水力発電の維持整備					赤城山小水力発電所については、職員による現地確認や保安管理業務の外部委託により、安定した発電ができるよう適切な施設運営に努めている。	環境政策課
⑤ バイオマスエネルギーの利用促進					バイオマスエネルギーの利用促進に向けて事業者との情報共有を図った。	環境政策課
⑤ バイオマスエネルギーの利用促進					—	農政課
⑥ 森林資源を活かした地球温暖化対策の推進					木質燃料ストーブ購入補助事業を実施し、森林資源の活用促進による地球温暖化対策の推進を図った。	農村整備課

3 ごみ減量・資源化(3R活動)の促進(環境目標4-3)

行動指標	基準値 (H28)	目標値 (R9)	R6数値	評価*	備考	課名
1人1日当たりのごみ総排出量	950g	825g (R7)	875g	C	1人1日当たりのごみ総排出量は、昨年度比から微減している。(令和5年度は、878g)	ごみ政策課
再生利用率	19.8%	25% (R7)	16.54%	D	再生利用率(資源化率)は、昨年度比でやや低下している。(令和5年度は、17.61%)	ごみ政策課

*行動指標の評価：「A」＝「達成」、「B」＝「順調」、「C」＝「やや不調」、「D」＝「不調」

**施策の評価：「○」＝「計画どおりに進んだ」、「△」＝「計画より遅れている」、「－」＝「未実施」、「×」＝「中止した」

資1-1 環境基本計画の進捗点検 (6)

施策名	実施状況	課名
① 市民意識の醸成と啓発	更なるごみの減量を目的に開始した「G活チャレンジ！ステキにごみダイエツ」を推進するとともに、イベントなどの施策を通じて、ごみの発生抑制に努めた。	ごみ政策課
② 排出段階での減量・資源化の促進	生ごみの水切りの周知や段ボールコンポスト母材配布、食べ残り協力店の登録店舗補助奨励などを実施するとともに、電動式生ごみ処理機等の補助を行うなど、ごみの発生抑制と再資源化を図った。	ごみ政策課
③ 建設廃棄物の資源化	建設リサイクル法に基づき届出を受け、適切に指導を行った。	建築指導課
④ 事業所ごみの減量・資源化	事業所ごみの適正排出指導やリサイクル庫の活用により、ごみ減量や資源化に取り組んだ。	ごみ収集課
⑤ 除籍図書の再活用	除籍した図書を以下①～④のとおり、再活用を行った。 ①図書館本館のリサイクルコーナーで希望者に随時配布 ②滋野龍水堂宮城体育館、職場体験の学生、国立赤城少年交流の家等へ提供(410冊) ③図書館まつりのブックリサイクル参加者へ提供(7,573冊) ④図書館分館内リサイクルコーナーで希望者に随時配布 また、上記のほか家庭で不要になった本を図書館に持参してもらい、各分館にリユースコーナーを設置して希望者に配布した。(2,305冊)	図書館

4 廃棄物の適正処理と処理施設の整備(環境目標4-4)

行動指標	基準値 (H28)	目標値 (R9)	R6数値	評価*	備考	課名
不法投棄件数(年間)	19件	10件	8件	A	目標値を下回っており、新規に発生した事案はほぼ解決している。	廃棄物対策課
施策名	実施状況					課名
① ごみ処理施設の維持整備	六供清掃工場及び各清掃工場の維持整備を適切に行った。					清掃施設課
② 焼却灰の資源化	焼却灰(主灰・飛灰)の焼成処理処分(人工砂)を委託し、資源化を図った。					清掃施設課
③ 処理困難物の適正処理	本市清掃工場において、処理困難な危険ごみ(乾電池、蛍光灯、蛍光灯管、スプレー缶など)を適正に処理することができる業者に委託した。					清掃施設課
③ 処理困難物の適正処理	処理困難物(タイヤ、消火器)について、適正に処理を行った。					ごみ収集課
④ 新最終処分場の整備推進	小坂子町と新最終処分場の建設事業及び地域振興事業について、地質・地下水位調査や基本設計業務に着手するとともに覚書に基づき地域振興事業を実施した。					ごみ政策課
⑤ 廃棄物の不法投棄等の防止	開庁日は毎日、閉庁日にも職員によるパトロールを毎月実施するとともに、監視カメラを設置し不法投棄等の監視を継続的に行った。					廃棄物対策課

*行動指標の評価：「A」＝「達成」、「B」＝「順調」、「C」＝「やや不調」、「D」＝「不調」

**施策の評価：「○」＝「計画どおりに進んだ」、「△」＝「計画より遅れている」、「－」＝「未実施」、「×」＝「中止した」

資1-1 環境基本計画の進捗点検 (7)

5 環境保全活動の活性化のための施策

1 環境情報の整備と提供 (環境目標5-1)

行動指標	基準値 (H28)	目標値 (R9)	R6数値	評価*	備考	課名	
環境ポータルサイトアクセス数(年間)	841件	2,000件	—	—	ホームページのリニューアルに伴い、集計ができなくなったため。	環境政策課	
実施状況							
① 広報紙、パンフレット等による普及・啓発	各種イベントを実施し、リーフレット等を配布した。						環境政策課
② 環境報告書の発行	年次報告書「まえばしのかんきょう」を発行した。またホームページに掲載することにより、環境情報の公開に努めている。						環境政策課
③ 情報システムを活用した環境情報の提供	SNSやホームページを活用し情報発信を行った。						環境政策課
④ 各種メディアの活用	市政ラジオ番組の放送を行い、環境にやさしい生活の実践について情報を発信し「デコ活」の普及促進に努めた。						環境政策課

2 環境教育・環境学習の推進 (環境目標5-2)

行動指標	基準値 (H28)	目標値 (R9)	R6数値	評価*	備考	課名	
環境教室・イベント等の実施回数(年間)	91回	100回	74回	B	積極的にイベント出展等を実施することができた。	環境政策課 ごみ政策課	
実施状況							
①環境保全啓発イベントの開催	環境月間に合わせた啓発活動を実施した。						環境政策課
①環境保全啓発イベントの開催	各種イベントへのブース出展等により、ごみの分別啓発、食品ロス削減啓発、食品ロス削減啓発、廃材工作によるワークショップなどを実施(全6回)						ごみ政策課
② 出前講座や施設見学会の実施	各発電所(太陽光及び小水力)の施設見学会を実施した。						環境政策課
② 出前講座や施設見学会の実施	出前講座(全7回)、小学生の工場見学に併せて食品ロス削減動画を放映、環境美化推進員説明会(全10回)						ごみ政策課
② 出前講座や施設見学会の実施	市内小学校4年生及び外国人技能実習生を中心に施設見学会を実施した。						清掃施設課
③ 環境教育推進者の育成	各小学校の環境教育主任を対象に環境教育に関する研修会を行うとともに、教頭会議で各学校の取組などを共有することで、環境主任の資質向上や取組内容の見直し・改善を図った。						学校教育課
③ 環境教育推進者の育成	小学校の教員を対象にした小学校自然体験活動指導者講習会を8月に実施した。学習指導要領における位置付けや教育的意義、具体的内容の説明と自然体験活動の紹介や学校からの相談などを通して、学校が自然体験活動への理解を深め、効果的に実践できるようにした。また、中学校は、赤城少年自然の家にて4月に林間学校指導者講習会を実施した。						教育支援課

*行動指標の評価：「A」＝「達成」、「B」＝「順調」、「C」＝「やや不調」、「D」＝「不調」

**施策の評価：「○」＝「計画どおりに進んだ」、「△」＝「計画より遅れている」、「－」＝「未実施」、「×」＝「中止した」

資1-1 環境基本計画の進捗点検 (8)

施策名	実施状況	課名
④ 学校における環境教育の推進	環境教育の取組については、各校の実態に応じ、取組内容を工夫して取り組んだ。	学校教育課
④ 学校における環境教育の推進	5年生対象の環境教室は、全ての前橋市公立小学校で実施できた。新しい発電のプログラムを含む4つのプログラムを用意し、学校の要望や児童の関心や実態を踏まえ、学校側に選択してもらった。身近な環境に目を向けることで、世界の環境を考えるきっかけになった。	教育支援課
⑤ 学校における自然体験活動の推進	自然体験活動については、各校の実態に応じ、学校行事等と関連付けながら工夫して取り組んだ。	学校教育課
⑤ 学校における自然体験活動の推進	学校や講師との情報交換を密にし、林間学校その他の自然体験活動を支援した。支援を行ったことで、児童生徒に貴重な体験を提供することができ、学校の活動実績を確実に伸ばすことができた。	教育支援課
⑥ 児童文化センターにおける環境教室の実施	小学校5年生を対象に児童文化センターで実施している環境教室に取り組み、環境への興味関心を高めることができた。	学校教育課
⑥ 児童文化センターにおける環境教室の実施	児童文化センター主催の「環境冒険隊」「親子自然体験教室」「こども公園環境教室」などのプログラムを実施し、こどもたちが自然に親しむ機会を保障するとともに、こどもたちだけでなく、保護者の環境保全意識を高めることができた。	教育支援課
⑦ 総合的な自然環境プログラムの実施	サクラ・ツバメ・セミ・ヒガンバナをテーマに市民自然環境調査を実施した。また、まえばし環境の学び舎事業を実施した。	環境政策課

3 環境保全活動の活性化(環境目標5-3)

行動指標	基準値(H28)	目標値(R9)	R6数値	評価*	備考	課名
こどもエコクラブの会員数	829人	880人	797人	B	家族会員が増えたことで、クラブ数は増え、会員数は減少した。	環境政策課
まえばし環境家族の参加世帯数	1,686家族	2,500家族	3,527家族	A	参加家族数が昨年度より18家族減少した。	環境政策課
施策名	実施状況					課名
① こどもエコクラブの活動推進	広報による新規クラブの募集を行った。また、群馬県こどもエコクラブの学習会や交流会の後援を行った。					環境政策課
② まえばし環境家族の参加促進	参加しやすいように取組用紙や記念品を工夫した。市内各小学校児童に配布し、学校教育課と連携して周知を図るとともに、一般家庭向けにもチラシを配布し、参加家族数増加に努めた。					環境政策課
③ 環境美化活動の推進	自治会、環境美化推進員等との連携を図り、清潔で住みよい街づくりを進めた。					ごみ政策課
④ 環境保全活動団体への支援	地域づくり推進事業として、地域の環境保全を行う団体に助成を行った。					市民協働課
⑤ 産・学・官の連携の促進への支援	—					産業政策課

*行動指標の評価：「A」＝「達成」、「B」＝「順調」、「C」＝「やや不調」、「D」＝「不調」

**施策の評価：「○」＝「計画どおりに進んだ」、「△」＝「計画より遅れている」、「×」＝「未実施」、「—」＝「中止した」

資1-2 行動指標の進捗状況

行動指標	基準値	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	目標値 R9年度 までに実施 100%
1-1	常時監視局の再配置と測定項目の見直し	—	検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討	100%
1-2	有害大気汚染物質濃度の環境基準達成率(%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
1-3	環境基準(河川)を達成した地点の割合(%)	81.0%	74.0%	76.2%	81.0%	76.2%	70.0%	75.0%				100%
1-4	汚水処理人口普及率(%)	91.5%	93.4%	94.3%	94.4%	95.0%	95.5%	95.9%				96.5%
1-5	騒音(一般地域)の環境基準を達成した地点の割合(%)	100%	100%	100%	100%	100%	100.0%	100%				100%
1-6	悪臭の公害苦情件数(件)	17件	2件	22件	17件	21件	17件	21件				8件
2-1	地下水質(概況調査)の環境基準を達成した地点の割合(%)	100%	86%	85%	100%	93%	80%	100%				100%
2-2	熱中症で搬送される患者数(夏季期間)(人)	135人	222人	189人	123人	245人	326人	221人				100人以下
3-1	野鳥観察会にて観察することのできる野鳥の数(種)	34種 (H24~28年 度平均)	36種	33種	—	31種	—	36種				35種
3-2	野鳥観察会、自然観察会の参加者数(人)	82人 (H27年度)	48人	40人	—	36人	—	29人				90人
4-1	地域全体の温室効果ガス排出量(CO2換算・千t)	2,954千t (H25年度)	2,439千t (H29年度)	2,196千t (H30年度)	2,120千t (R1年度)	2,084千t (R2年度)	2,211千t (R3年度)	2,151千t (R4年度)				1,964千t (R5年度)
4-2	地域全体のエネルギー消費量(TJ)	26,935TJ (H25年度)	25,609TJ (H29年度)	22,059TJ (H30年度)	20,617TJ (R1年度)	20,404TJ (R2年度)	22,948TJ (R3年度)	22,369TJ (R4年度)				22,991TJ (R5年度)
4-3	新エネルギーによる発電能力量(kW)	192,299kW	291,040kW	329,497kW	329,754kW	338,390kW	347,362kW	355,624kW				598,184kW (R12年度)
5-1	1人1日当たりのごみ総排出量(g)	950g	921g	924g	917g	915g	878g	875g				825g (R7年度)
5-2	再生利用率(%)	19.8%	19.9%	19.0%	18.99%	18.41%	17.61%	16.54%				25% (R7年度)
5-3	不法投棄件数(件)	19件	27件	25件	23件	19件	13件	8件				10件
5-4	環境ポータルサイトアクセス数(件)	841件	—	—	—	—	—	—				2,000件
5-5	環境教室・イベント等の実施回数(回)	91回	55回	12回	12回	68回	79回	74回				100回
5-6	こどもエコクラブの会員数(人)	829人	837人	773人	507人	771人	810人	797人				880人
5-7	まえばし環境家族の参加世帯数(家族)	1,686家族	1,955家族	2,312家族	2,817家族	3,496家族	3,545家族	3,527家族				2,500家族

資2 大気関係資料

資2-1 大気汚染常時監視（環境基準）

・環境基準

項目	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

・評価方法

大気汚染状況に関する環境基準の評価は、項目により、「短期的評価」、「長期的評価」の方法が定められている。「短期的評価」は1時間または1日を通した測定結果と比較して評価し、「長期的評価」は、年間を通した測定結果から求める値と比較して評価を行うものである。

(1) 短期的評価

項目	評価方法
二酸化硫黄	測定を行った日についての1時間値の1日平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。
浮遊粒子状物質	
光化学オキシダント	

(2) 長期的評価

項目	評価方法
二酸化窒素	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行う。
二酸化硫黄	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。
浮遊粒子状物質	

資2-2 大気汚染常時監視（測定結果）

・二酸化硫黄 S02 <<前橋南局>> (達成：○ 未達成：× 非該当：－)

月	平均値 (ppm)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数	1時間値が 0.1ppmを超 えた時間数	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値0.04ppmを超えた 日が2日以上連続 (あり：× なし：○)
4	0.001	0	0	－	○
5	0.001	0	0	－	○
6	0.001	0	0	－	○
7	0.001	0	0	－	○
8	0.001	0	0	－	○
9	0.001	0	0	－	○
10	0.000	0	0	－	○
11	0.000	0	0	－	○
12	0.000	0	0	－	○
1	0.000	0	0	－	○
2	0.000	0	0	－	○
3	0.000	0	0	－	○
通年	0.001	0	0	0.001	○

環境基準達成状況

短期的評価：○

長期的評価：○

・二酸化硫黄 S02 <<前橋東局>>

月	平均値 (ppm)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数	1時間値が 0.1ppmを超 えた時間数	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値0.04ppmを超えた 日が2日以上連続 (あり：× なし：○)
4	0.001	0	0	－	○
5	0.001	0	0	－	○
6	0.001	0	0	－	○
7	0.001	0	0	－	○
8	0.002	0	0	－	○
9	0.002	0	0	－	○
10	0.001	0	0	－	○
11	0.000	0	0	－	○
12	0.000	0	0	－	○
1	0.000	0	0	－	○
2	0.000	0	0	－	○
3	0.000	0	0	－	○
通年	0.001	0	0	0.003	○

環境基準達成状況

短期的評価：○

長期的評価：○

・二酸化窒素 NO2 <<前橋南局>>

月	平均値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	日平均値が 0.06ppm を 超えた日数	日平均値の 年間 98%値 (ppm)
4	0.005	0	0	—
5	0.004	0	0	—
6	0.004	0	0	—
7	0.004	0	0	—
8	0.004	0	0	—
9	0.004	0	0	—
10	0.004	0	0	—
11	0.005	0	0	—
12	0.004	0	0	—
1	0.005	0	0	—
2	0.004	0	0	—
3	0.005	0	0	—
通年	0.004	0	0	0.009

環境基準達成状況 短期的評価：－ 長期的評価：○

・二酸化窒素 NO2 <<前橋東局>>

月	平均値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	日平均値が 0.06ppm を 超えた日数	日平均値の 年間 98%値 (ppm)
4	0.005	0	0	—
5	0.004	0	0	—
6	0.005	0	0	—
7	0.005	0	0	—
8	0.004	0	0	—
9	0.004	0	0	—
10	0.005	0	0	—
11	0.005	0	0	—
12	0.005	0	0	—
1	0.006	0	0	—
2	0.005	0	0	—
3	0.007	0	0	—
通年	0.005	0	0	0.011

環境基準達成状況 短期的評価：－ 長期的評価：○

・浮遊粒子状物質 SPM <<前橋南局>>

月	平均値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を超 えた日数	1時間値が 0.20mg/m ³ を超 えた時間数	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値 0.10mg/m ³ を超え た日が2日以上連続 (あり:× なし:○)
4	0.018	0	0	—	○
5	0.011	0	0	—	○
6	0.013	0	0	—	○
7	0.018	0	0	—	○
8	0.016	0	0	—	○
9	0.015	0	0	—	○
10	0.009	0	0	—	○
11	0.008	0	0	—	○
12	0.005	0	0	—	○
1	0.006	0	0	—	○
2	0.007	0	0	—	○
3	0.012	0	0	—	○
通年	0.012	0	0	0.032	○

環境基準達成状況 短期的評価:○ 長期的評価:○

・浮遊粒子状物質 SPM <<前橋東局>>

月	平均値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を超 えた日数	1時間値が 0.20mg/m ³ を超 えた時間数	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値 0.10mg/m ³ を超え た日が2日以上連続 (あり:× なし:○)
4	0.021	0	0	—	○
5	0.012	0	0	—	○
6	0.014	0	0	—	○
7	0.018	0	0	—	○
8	0.014	0	0	—	○
9	0.015	0	0	—	○
10	0.01	0	0	—	○
11	0.009	0	0	—	○
12	0.005	0	0	—	○
1	0.007	0	0	—	○
2	0.008	0	0	—	○
3	0.012	0	0	—	○
通年	0.012	0	0	0.033	○

環境基準達成状況 短期的評価:○ 長期的評価:○

・光化学オキシダント 0x ≪前橋南局≫

月	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	昼間の1時間値の平均値 (ppm)	1時間値が0.06ppmを超えた日数	1時間値が0.06ppmを超えた時間数	1時間値が0.12ppm以上の日数	1時間値が0.12ppm以上の時間数
4	0.089	0.049	15	88	0	0
5	0.096	0.049	16	106	0	0
6	0.105	0.052	21	139	0	0
7	0.112	0.038	14	61	0	0
8	0.083	0.034	12	61	0	0
9	0.08	0.034	14	48	0	0
10	0.063	0.03	2	4	0	0
11	0.054	0.031	0	0	0	0
12	0.047	0.033	0	0	0	0
1	0.049	0.035	0	0	0	0
2	0.067	0.04	1	6	0	0
3	0.084	0.048	9	65	0	0
通年	0.112	0.04	104	578	0	0

環境基準達成状況 短期的評価：× 長期的評価：－

・光化学オキシダント 0x ≪前橋東局≫

月	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	昼間の1時間値の平均値 (ppm)	1時間値が0.06ppmを超えた日数	1時間値が0.06ppmを超えた時間数	1時間値が0.12ppm以上の日数	1時間値が0.12ppm以上の時間数
4	0.093	0.046	12	53	0	0
5	0.09	0.047	15	93	0	0
6	0.107	0.051	20	132	0	0
7	0.122	0.039	15	71	1	1
8	0.08	0.034	12	61	0	0
9	0.082	0.034	14	43	0	0
10	0.065	0.029	1	4	0	0
11	0.052	0.028	0	0	0	0
12	0.046	0.03	0	0	0	0
1	0.049	0.034	0	0	0	0
2	0.065	0.039	1	3	0	0
3	0.08	0.046	9	60	0	0
通年	0.122	0.038	99	520	1	1

環境基準達成状況 短期的評価：× 長期的評価：－

資2-3 有害大気汚染物質（測定結果）

・有害大気汚染物質 ‹前橋南局（六供天神公園）›

月	揮発性有機化合物										
	トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	塩化ビニルモノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1,3-ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	アクリロニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1,2-ジクロロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	塩化メチル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	トルエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
4	0.10	※ 0.048	0.35	< 0.016	0.11	0.69	< 0.016	< 0.016	0.17	1.5	1.0
5	0.24	0.10	0.53	< 0.016	0.24	1.70	< 0.016	< 0.016	0.45	1.5	2.9
6	0.28	※ 0.038	0.18	< 0.016	0.10	0.99	< 0.016	< 0.016	0.15	1.2	1.9
7	0.16	0.083	0.24	< 0.016	0.094	1.30	< 0.016	< 0.016	0.34	2.4	2.1
8	0.53	0.29	0.27	< 0.016	0.18	1.70	< 0.016	< 0.016	0.34	1.5	4.3
9	0.48	0.19	0.35	< 0.016	0.093	1.70	< 0.016	< 0.016	※ 0.053	2.1	6.6
10	0.21	0.15	0.40	< 0.016	0.12	1.00	< 0.016	< 0.016	0.08	2.6	2.5
11	0.28	0.160	0.41	< 0.016	0.08	0.94	< 0.016	< 0.016	0.14	1.9	2.8
12	0.39	< 0.022	0.57	< 0.016	0.11	1.30	< 0.016	< 0.016	0.15	1.4	6.8
1	※ 0.04	< 0.022	0.50	< 0.016	0.11	0.62	< 0.016	< 0.016	0.16	1.3	0.9
2	0.089	0.075	0.45	< 0.016	0.14	0.49	< 0.016	< 0.016	0.13	1.3	0.5
3	0.10	0.15	0.61	< 0.016	0.07	0.52	< 0.016	< 0.016	0.15	2.9	2.5
年平均値	0.24	0.11	0.40	< 0.016	0.12	1.1	< 0.016	< 0.016	0.19	1.8	2.9
基準等	* 130	* 200	* 3	** 10	** 18	* 150	** 2.5	** 2	** 1.6	-	-

月	酸化エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	アルデヒド類		重金属類						ベンゾ[a]ピレン (ng/m^3)
		アセトアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	ホルムアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	ニッケル化合物 (ng/m^3)	ベリリウム及びその化合物 (ng/m^3)	マンガン及びその化合物 (ng/m^3)	クロム及びその化合物 (ng/m^3)	ヒ素及びその化合物 (ng/m^3)	水銀及びその化合物 (ng/m^3)	
4	0.040	0.93	1.4	※ 0.8	< 0.06	※ 3.4	※ 1.4	※ 0.14	1.4	※ 0.009
5	0.120	1.40	3.0	※ 2.0	< 0.06	8.5	3.1	0.34	1.7	0.014
6	0.056	1.20	3.1	※ 1.3	< 0.06	5.2	2.2	1.10	1.6	※ 0.009
7	0.058	1.90	4.6	※ 1.3	< 0.06	7.1	※ 1.7	1.60	1.8	※ 0.009
8	0.130	3.00	6.9	※ 1.7	< 0.06	15.0	2.9	0.90	1.5	0.014
9	0.067	2.60	5.8	3.2	< 0.06	8.3	2.7	0.40	1.2	0.011
10	0.120	1.70	4.0	※ 1.7	< 0.06	8.1	2.1	0.52	1.3	< 0.003
11	0.074	1.00	1.6	2.6	< 0.06	7.1	3.5	0.34	1.4	0.027
12	0.180	2.20	3.0	8.0	< 0.06	21.0	9.0	0.84	1.8	0.068
1	0.360	1.10	1.2	※ 0.8	< 0.06	※ 1.8	※ 0.7	※ 0.13	1.2	0.020
2	0.029	0.68	1.0	< 0.7	< 0.06	5.1	< 0.6	0.40	1.1	0.019
3	0.032	0.84	1.3	1.0	< 0.06	3.4	2.9	0.35	1.1	0.052
年平均値	0.11	1.5	3.1	2.1	< 0.06	7.8	0.12	0.59	1.4	0.021
基準等	-	-	-	** 25	-	** 140	-	** 6	** 40	-

(注1) ※付き濃度は検出下限値以上定量下限値未満を、<付き濃度は検出下限値未満を示す。

(注2) 「基準等」欄における*は環境基準を、**は指針値を示す。

資2-4 ダイオキシン類（大気）（測定結果）

（単位：pg-TEQ/m³）

月	六供天神公園 （前橋南局）	前橋市大胡支所
9	0.0059	0.0065
1	0.0077	0.0097
年平均値	0.0068	0.0081
環境基準	0.6	

資2-5 空間放射線量測定結果

①公園・公共施設等（平均値）

（マイクロシーベルト/時）

No.	測定地点名	所在地	測定値
1	前橋市役所	大手町	0.085
2	大室公園	西大室町	0.03
3	荻窪公園	荻窪町	0.04
4	国立青少年交流の家集いの広場	富士見町赤城山	0.045

※測定機器：シンチレーションサーベイメータ 日立アロカメディカル(株) TCS-172B

測定方法：測定の高さは地表から1m、時定数10秒、10秒ごとに5回連続して測定

令和6年5月21日、11月19日測定

②赤城山周辺

（マイクロシーベルト/時）

No.	測定地点名	測定値
1	大沼北側遊歩道橋の上	0.05
2	大洞駐車場	0.07
3	赤城総合案内所	0.05
4	ビジターセンター	0.06
5	小沼駐車場	0.08
6	姫百合駐車場	0.05

※測定機器：シンチレーションサーベイメータ 日立アロカメディカル(株) TCS-172B

測定方法：測定の高さは地表から1m、時定数10秒、10秒ごとに5回連続して測定

令和6年8月20日測定

資3 水質関係資料

資3-1 人の健康の保護に関する環境基準

R7. 4. 1現在

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
<p>備 考</p> <p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、環境庁告示第59号の別表1の測定方法の欄（略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。</p>			

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

資 3-2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川（湖沼を除く）

ア 利用目的の適応性

R7.4.1 現在

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/ 100mL以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/ 100mL以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1000 CFU/ 100mL以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及びD以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及びEの欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—
備 考						
<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。なお、BOD（COD）の年間評価は75%値による。</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>3 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL 以下とする。</p>						

イ 水生生物の生息状況の適応性

R7.4.1 現在

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物A	イワナ、サケ、マス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下
備考 基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。				

(2) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量 1,000 万 m³以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

ア 利用目的の適応性 I

R7.4.1 現在

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/ 100mL以下
A	水道 2, 3 級 水産 2 級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/ 100mL以下
B	水道 3 級 工業用水 1 級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—
備考 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100 CFU/100mL 以下とする。 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000 CFU/100mL 以下とする。						

イ 利用目的の適応性Ⅱ

R7.4.1 現在

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1, 2, 3級（特殊なものを除く。） 水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
備考			
1 基準値は、年間平均値とする。			
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。			
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

※1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、β—中腐水性水域の水産生物用

〃 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

〃 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

〃 3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

ウ 水生生物の生息状況の適応性

R7.4.1 現在

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケ、マス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下
備考 基準値は年間平均値とする。				

エ 水生生物が生息・再生産する場の適応性

R7.4.1 現在

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以下
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以下
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以下
備考 基準値は日間平均値とする。		

河 川	類 型	達 成 期 間
利 根 川 (群馬大橋上流)	A	ロ
	生物 A	イ
利 根 川 (群馬大橋下流)	A	イ
	生物 A	イ
広 瀬 川 (全 域)	B	ロ
	生物 B	イ
桃ノ木川 (全 域)	B	ロ
	生物 B	イ
荒 砥 川 (全 域)	A	ロ
	生物 B	イ
粕 川 (全 域)	A	ロ
	生物 B	ハ
湖 沼	類 型	達 成 期 間
赤城大沼 (湖 心)	湖沼 A	ロ
	Ⅱ	ロ
	湖沼生物 A	イ

- ※1 類型・達成期間 (河川) 上段：ア 利用目的の適応性
 下段：イ 水生生物の生息状況の適応性
 類型・達成期間 (湖沼) 上段：ア 利用目的の適応性Ⅰ
 中段：イ 利用目的の適応性Ⅱ
 下段：ウ 水生生物の生息状況の適応性

- 2 達成期間 イ：直ちに達成
 ロ：5年以内に可及的速やかに達成
 ハ：5年を越える期間で可及的速やかに達成

- 3 河川名の () は本市における流域を表す

資 3-4(1) 地点別測定結果集計表 (健康項目)

水域名	桃ノ木川	広瀬川	広瀬川	荒砥川	粕川	利根川 上流(4)	滝川	染谷川	赤城大沼
地点名	筑井橋	新川橋	須永橋	奥原橋	粕川大橋	昭和大橋	川曲新橋	染谷橋	湖心
地点統一番号	1000301	1000459	1000460	1000501	1000655	1001551	1020302	1020402	1050101
調査区分	通年	一般	一般	通年	一般	一般	一般	一般	通年
カドミウム	平均	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	平均	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	平均	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	平均	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	平均	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	平均	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	平均	<0.0005		<0.0005					
ホリ塩化ビフェニル	平均	<0.0005		<0.0005					<0.0005
ジクロロメタン	平均	<0.002		<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	平均	<0.0002		<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	平均	<0.0004		<0.0004	<0.0004		<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	平均	<0.002		<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002
トリス-1,2-ジクロロエチレン	平均	<0.004		<0.004	<0.004		<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	平均	<0.1		<0.1	<0.1		<0.1	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン	平均	<0.0006		<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	平均	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	平均	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロパン	平均	<0.0005		<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005
チウラム	平均	<0.0006		<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	平均	<0.0003		<0.0003	<0.0003		<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	平均	<0.002		<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	平均	<0.001		<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001
セレン	平均	<0.002		<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	平均	2.8		4.9	3.4		1.9	3.7	0.06
ふっ素	平均	0.10		0.07	0.12		0.16	0.18	0.02
ほう素	平均	0.06		0.08	0.04		0.05	0.04	<0.02
1,4-ジオキサン	平均	<0.005		<0.005					<0.005

(単位：mg/L、平均は年平均値)

資 3-4(2) 地点別測定結果集計表（生活環境項目）

水域名		桃ノ木川	桃ノ木川	桃ノ木川	桃ノ木川	広瀬川	広瀬川	広瀬川
地点名		筑井橋	北代田橋	大宝橋	桃ノ木橋	第2号放水路制水門	十六本橋	広瀬新橋
地点統一番号		1000301	1000352	1000353	1000355	1000451	1000455	1000458
類型		B	B	B	B	B	B	B
生物類型		生物B	生物B	生物B	生物B	生物B	生物B	生物B
調査区分		通年	一般	一般	一般	一般	一般	一般
pH	平均	7.3	7.6	7.6	7.7	7.3	7.5	7.6
DO	平均	10.3	10.5	10.6	10.3	11.0	10.8	10.8
BOD	平均	1.4	0.6	0.6	0.8	0.6	0.6	0.7
COD	平均	3.7	3.3	3.6	4.0	3.2	2.9	3.0
SS	平均	9	6	6	5	6	7	6
大腸菌数	平均	280	130	160	100	95	390	260
全窒素	平均	3.5						
全りん	平均	0.17						
全亜鉛	平均	0.007						
ノニルフェノール	平均	<0.00006						
LAS	平均	0.0041						
底層DO	平均							

単位（pH：なし、大腸菌数：CFU/100mL、その他：mg/L）

※平均は年平均値

資 3-4(3) 地点別測定結果集計表（生活環境項目）

水域名		広瀬川	広瀬川	荒砥川	荒砥川	荒砥川	荒砥川	荒砥川	荒砥川
地点名		新川橋	須永橋	奥原橋	上荒砥橋	木三橋	曲輪橋	赤城 温泉郷北	観音橋
地点統一番号		1000459	1000460	1000501	1000551	1000553	1000554	1000555	1000556
類型		B	B	A	A	A	A	A	A
生物類型		生物B	生物B	生物B	生物B	生物B	生物B	生物B	生物B
調査区分		一般	一般	通年	一般	一般	一般	一般	一般
pH	平均	7.8	7.6	7.2	8.0	7.8	7.9	7.7	7.9
DO	平均	10.5	10.5	9.4	9.0	9.1	8.6	9.3	9.1
BOD	平均	0.8	0.7	4.5	1.9	2.4	3.6	0.5	3.2
COD	平均	3.4	3.5	6.7	5.7	5.5	6.6	2.2	6.2
SS	平均	4	3	13	10	11	9	2	12
大腸菌数	平均	390	550	1600	240	2100	3400	28	1000
全窒素	平均			7.3					
全りん	平均			0.59					
全亜鉛	平均	0.006	0.008	0.015					
ノニルフェノール	平均	<0.00006		<0.00006					
LAS	平均	0.0017		0.0040					
底層DO	平均								

単位（pH：なし、大腸菌数：CFU/100mL、その他：mg/L）

※平均は年平均値

資 3-4(4) 地点別測定結果集計表（生活環境項目）

水域名		粕川	粕川	粕川	利根川上流（3）	利根川上流（4）	藤沢川	寺沢川	滝川
地点名		滝沢 不動尊北	庚申橋	粕川大橋	中央大橋	昭和大橋	上泉橋	牛橋	総社町 高架付近
地点統一番号		1000653	1000654	1000655	1001452	1001551	1020101	1020201	1020301
類型		A	A	A	A	A			
生物類型		生物B	生物B	生物B	生物A	生物A			
調査区分		一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般
pH	平均	7.7	8.2	8.0	7.7	7.6	8.3	7.5	7.7
DO	平均	9.7	8.9	8.8	10.3	10.4	9.8	9.6	9.2
BOD	平均	0.5	1.2	2.7	0.7	0.6	1.6	1.2	0.8
COD	平均	1.6	3.1	4.5	1.8	1.7	6.6	4.9	2.6
SS	平均	4	4	6	2	2	12	7	5
大腸菌数	平均	95	130	1100	150	240	580	290	73
全窒素	平均								
全りん	平均								
全亜鉛	平均			0.007		0.006			
ノニルフェノール	平均			<0.00006		<0.00006			
LAS	平均			0.0071		<0.0006			
底層DO	平均								

単位（pH：なし、大腸菌数：CFU/100mL、その他：mg/L）

※平均は年平均値

資 3-4(5) 地点別測定結果集計表（生活環境項目）

水域名		滝川	染谷川	染谷川	端気川	菰川	清水川	八幡川	大穴川
地点名		川曲新橋	妙見1号橋	染谷橋	樋之滝橋	清内橋	前原橋	山澤橋	天神山 自然公園
地点統一番号		1020303	1020401	1020402	1020503	1020601	1020701	1020801	1025501
類型									
生物類型									
調査区分		一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般
pH	平均	8.6	8.0	8.2	7.8	7.6	8.2	8.3	7.9
DO	平均	12.5	10.1	12.3	10.3	10.3	11.0	10.6	9.4
BOD	平均	0.9	1.0	1.1	1.4	0.6	1.0	1.6	0.7
COD	平均	3.0	3.5	3.8	4.7	3.1	4.0	4.6	4.1
SS	平均	4	2	3	5	6	5	1	7
大腸菌数	平均	86	640	630	94	250	1100	2600	790
全窒素	平均								
全りん	平均								
全亜鉛	平均	0.007		0.010					
ノニルフェノール	平均	<0.00006		<0.00006					
LAS	平均	0.0012		0.0047					
底層DO	平均								

単位（pH：なし、大腸菌数：CFU/100mL、その他：mg/L）

※平均は年平均値

資 3-4(6) 地点別測定結果集計表（生活環境項目）

水域名		桂川	神沢川	鳴沢川	山伏川	赤城白川	細ヶ沢川	法華沢川
地点名		新中橋	近戸橋	天神山自然公園北	船原橋	東竜橋	五反田橋	桃ノ木川合流前
地点統一番号		1025701	1025801	1026201	1026701	1028753	1028851	1028951
類型								
生物類型								
調査区分		一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般
pH	平均	7.9	7.9	7.9	8.4	8.0	8.0	8.0
DO	平均	9.5	9.4	9.5	9.2	10.5	10.0	9.7
BOD	平均	1.0	1.1	0.7	2.4	1.2	1.9	1.5
COD	平均	4.2	3.3	3.8	6.1	4.0	6.2	4.3
SS	平均	11	4	6	10	6	7	9
大腸菌数	平均	260	410	800	74	730	760	2000
全窒素	平均							
全りん	平均							
全亜鉛	平均							
ノニルフェノール	平均							
L A S	平均							
底層DO	平均							

単位（pH：なし、大腸菌数：CFU/100mL、その他：mg/L）

※平均は年平均値

資 3-4(7) 地点別測定結果集計表（生活環境項目）

水域名	赤城大沼	
地点名	湖心	
地点統一番号	1050101	
類型	A	
生物類型	生物A	
調査区分	通年	
p H	平均	7.2
D O	平均	8.4
B O D	平均	1.4
C O D	平均	3.9
S S	平均	2
大腸菌数	平均	3
全窒素	平均	0.3
全りん	平均	0.01
全亜鉛	平均	0.001
ノニルフェノール	平均	<0.00006
L A S	平均	<0.0006
底層D O	平均	3.7

単位（pH：なし、大腸菌数：CFU/100mL、その他：mg/L）

※平均は年平均値

資 3-5 年度別公共用水域水質測定結果 BOD

水域名 (河川名)	地点名	類型	BOD (mg/L)													
			H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
			75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値
桃ノ木川	筑井橋	B	1.1	1.8	1.6	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3	1.0	1.3	1.5	1.3	1.8	1.7
桃ノ木川	北代田橋	B	0.5	0.6	0.6	0.7	0.6	0.8	0.6	0.6	0.9	0.9	0.7	1.0	1.7	0.6
桃ノ木川	大宝橋	B	0.8	0.7	0.9	0.9	0.7	1.3	0.9	0.9	0.9	1.0	1.8	1.0	1.5	0.6
桃ノ木川	桃ノ木橋	B	1.3	1.0	1.3	1.0	0.8	1.2	0.9	0.9	1.6	1.1	0.9	1.0	1.3	0.8
広瀬川	第2号放水路 制水門	B	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.6	0.5	0.5	<0.5	0.5	0.7	0.6
広瀬川	十六本橋	B	<0.5	0.7	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.7	0.5
広瀬川	新貝橋	B	<0.5	0.8	0.8	0.5	0.5	0.9	0.7	0.6	0.5	0.7	0.5	0.5	-	-
広瀬川	広瀬新橋	B	<0.5	0.6	0.6	0.8	0.7	0.7	<0.5	0.6	0.8	0.8	0.6	0.5	0.6	0.7
広瀬川	新川橋	B	0.6	0.9	1.3	0.7	0.8	1.4	0.7	1.3	1.2	0.9	1.0	1.0	1.0	0.8
広瀬川	須永橋	B	0.9	0.9	1.4	0.8	0.7	1.1	1.5	0.9	0.9	1.1	0.8	1.0	1.2	0.6
荒砥川	奥原橋	A	6.7	6.1	6.2	3.6	5.3	4.7	3.7	5.9	5.8	5.3	3.8	4.2	6.6	4.3
荒砥川	上荒砥橋	A	3.9	4.3	2.6	4.8	2.9	3.3	3.3	2.4	3.1	2.4	1.5	3.6	5.5	1.8
荒砥川	木三橋	A	5.3	5.5	6.8	3.6	3.8	3.5	4.3	3.2	4.3	2.3	3.3	2.6	4.1	2.4
荒砥川	曲輪橋	A	5.4	7.2	6.4	4.5	3.6	6.2	3.8	4.6	6.1	3.3	3.3	6.8	6.7	4.5
荒砥川	赤城温泉郷北	A	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.5	0.5	1.9	0.8	0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5
荒砥川	観音橋	A	3.3	12	8.1	5.0	7.0	7.0	3.2	4.0	7.4	4.0	3.2	4.5	5.7	3.4
粕川	不動尊北	A	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.6	<0.5	1.2	0.6	0.7	<0.5	0.5	<0.5	<0.5
粕川	庚申橋	A	1.2	0.9	0.8	1.0	1.0	1.2	<0.5	1.1	1.0	0.8	0.7	1.0	0.7	0.6
粕川	粕川大橋	A	1.8	1.4	2.2	2.1	1.4	1.6	0.7	2.1	1.6	1.0	1.5	1.4	4.0	2.8
利根川	中央大橋	A	0.5	0.8	0.5	1.3	0.6	0.9	0.9	0.9	0.7	0.7	0.8	0.8	0.7	0.5
利根川	昭和大橋	A	<0.5	0.5	<0.5	1.0	0.6	0.9	0.9	0.7	0.8	<0.5	0.7	0.5	0.7	0.6
藤沢川	上泉橋	—	2.2	1.9	1.9	2.3	1.5	2.8	1.4	1.7	2.3	1.6	1.3	1.8	1.4	1.5
寺沢川	牛橋	—	1.7	1.7	1.8	1.2	1.1	1.3	1.0	1.4	3.0	1.3	2.0	1.2	1.1	1.3
滝川	総社町 高架付近	—	0.6	6.9	1.2	1.5	0.6	1.1	1.0	0.9	0.7	0.6	0.8	0.8	0.8	1.1
滝川	川曲新橋	—	1.0	5.1	0.8	2.0	1.2	1.4	1.2	1.1	0.7	1.0	0.9	0.8	1.2	0.9
染谷川	妙見1号橋	—	2.8	3.6	2.9	4.2	2.3	3.2	3.4	2.9	1.8	1.7	2.3	2.0	1.9	1.0
染谷川	染谷橋	—	1.6	2.3	1.6	3.3	1.6	3.5	1.0	2.1	1.5	2.1	1.5	1.2	1.4	1.0
端気川	柳橋	—	0.5	0.6	0.9	0.5	0.7	1.0	<0.5	0.7	0.8	2.3	-	-	-	-
端気川	樋之滝橋	—	1.1	1.5	1.3	1.4	2.1	1.4	1.6	1.3	1.2	4.0	1.5	1.2	1.2	0.9
葦川	清内橋	—	0.5	0.7	0.8	0.7	0.7	0.9	0.7	1.2	0.8	0.8	0.6	0.6	0.6	0.6
清水川	前原橋	—	1.0	1.3	3.0	1.0	1.2	1.3	1.1	1.3	1.5	1.5	1.1	1.2	1.5	1.1
八幡川	山澤橋	—	9.0	11	5.2	1.7	7.9	8.0	3.3	5.4	2.7	4.0	3.0	2.8	2.0	1.3
大穴川	荒砥川合流前	—	4.9	6.5	4.2	3.5	3.7	10	5.6	0.9	1.1	0.8	0.9	1.2	1.0	0.8
桂川	新中橋	—	1.5	1.2	1.2	2.0	1.1	2.0	0.9	1.9	1.7	1.3	1.5	2.0	1.2	1.0
神沢川	近戸橋	—	1.8	1.4	2.6	1.5	0.9	1.4	2.2	1.7	1.4	1.0	1.5	1.2	1.2	1.3
佐久間川	満開橋	—	0.9	0.8	1.1	1.7	1.1	0.8	0.8	1.2	0.9	2.4	1.8	1.1	-	-
鳴沢川	荒砥川合流前	—	1.0	0.9	1.6	1.3	1.0	1.8	0.8	1.7	1.2	1.1	0.9	1.7	1.2	0.7
山伏川	船原橋	—	1.0	1.2	1.2	1.1	0.8	1.3	<0.5	1.7	1.7	1.0	1.3	1.3	1.5	2.4
赤城白川	姫百合橋	—	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.5	0.8	0.6	0.9	0.6	<0.5	-	-	-	-
赤城白川	東竜橋	—	1.4	1.4	1.6	1.5	1.1	1.5	0.7	1.0	1.3	1.0	1.1	1.2	0.8	1.4
細ヶ沢川	五反田橋	—	1.1	1.4	1.6	1.0	0.9	1.8	0.9	2.6	1.2	1.2	3.0	4.1	2.5	2.4
法華沢川	桃ノ木川 合流前	—	1.2	2.3	1.9	2.1	1.4	2.1	1.6	2.1	2.0	1.3	2.0	1.4	1.3	1.9

資3-6 年度別公共用水域水質測定結果 COD

水域名 (湖沼名)	地点名	類型	COD (mg/L)													
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
			75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値
赤城大沼	湖心	A	3.2	3.6	3.4	3.3	2.8	3.2	3.7	4.6	4.2	3.9	3.8	3.6	3.3	4.0

資3-7 地下水概況調査結果

メッシュ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	37
所在地	富士見町石井	敷島町	富士見町小巻	鼻毛石町	柳川町月田	大里町	西片貝町	茂木町	西大窪町	六供町	天川大島町	荒口町	下佐島町	駒形町	東大窪町
井戸の深度(m)	18	40	40	50	96.85	130	不明	不明	不明	80	不明	100	不明	6	12
浅井戸深井戸の別	浅井戸	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸	不明	浅井戸	深井戸	深井戸	不明	深井戸	深井戸	浅井戸	浅井戸
用途	雑用水	散水用	洗濯用水	農業用水	散水用等	雑用水	公園修景用	雑用水	雑用水	工業用水	洗濯用水	工業用水	洗濯用水	農業用水	農業用水
採取年月日	2024/11/25	2024/11/25	2024/11/25	2024/11/25	2024/11/25	2024/11/25	2024/11/25	2024/11/25	2024/11/25	2024/11/26	2024/11/26	2024/11/26	2024/11/26	2024/11/26	2024/11/26
水温(℃)	14.7	17.5	12.0	15.5	19.0	17.4	20.5	17.0	17.0	18.0	18.5	19.0	16.0	21.5	21.7
透明度(cm)	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50
色相	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色
臭気	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し
検査項目	環境基準														
ホムシム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全ソーン	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ホルムアルデヒド	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
トリクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,1-トリクロロエタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ジクロロメタン	0.02	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
四塩化炭素	0.002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	0.0004	0.0004	0.0004	0.0004	0.0004	0.0004	0.0004	0.0004	0.0004	0.0004	0.0004	0.0004	0.0004
1,1,2-ジクロロエタン	0.1	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
シス1,2-ジクロロエチレン	-	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
トランス1,2-ジクロロエチレン	-	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002
シクロヘキサン	0.006	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006
シマジン	0.003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003
チオベンザルブ	0.02	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
ベンゼン	0.01	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
トルエン	0.002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002
ホルムアルデヒド	0.05	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
フッ素	0.8	0.05	0.06	0.13	0.09	0.06	0.07	0.02	0.04	0.07	0.07	0.16	0.06	0.06	0.04
硝酸性窒素	0.08	0.05	0.06	0.13	0.04	0.05	0.06	0.04	0.05	0.31	0.23	0.24	0.12	0.30	0.02
亜硝酸性窒素	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.09	0.06	0.06	0.06	0.16	0.06	0.07	0.02	0.04	0.08	0.08	0.08	0.06	0.06	0.04
クロロエチレン	0.002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002
1,4-ジオキサン	0.005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005

資3-8 地下水定期モニタリング調査結果一覧表

(単位：mg/L)

所在地	採水年月日	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン
総社町	R6.10.16	<0.0005			<0.002	<0.004	
総社町総社	R6.10.16	0.0008			<0.002	0.024	
鳥取町	R6.10.16	0.0067			<0.002	<0.004	
小神明町	R6.10.16	0.0014			<0.002	0.036	
六供町	R6.10.16	0.0006	<0.0005			0.059	<0.0006
礪島町	R6.10.16	<0.0005	<0.0005			0.06	<0.0006

環境基準	0.01以下	0.01以下	1以下	0.1以下	0.04以下	0.006以下
------	--------	--------	-----	-------	--------	---------

(単位：mg/L)

所在地	採水年月日	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
富士見町石井	R6.10.31	16
富士見町時沢	R6.10.31	0.09
茂木町	R6.10.31	7.2
富士見町原之郷	R6.10.31	8.4
大前田町	R6.10.31	3.9

環境基準	10以下
------	------

資3-9

資3-9 ダイオキシン類水質・土壌環境調査結果

(1) 河川ダイオキシン類（水質）環境調査結果

令和6年11月（単位：pg-TEQ/L）

番号	水域名	調査地点	毒性等量	環境基準
1	桃ノ木川	筑井橋	0.099	1 以下
2	八幡川	山澤橋	0.032	
3	粕川	粕川大橋	0.051	

(2) 河川ダイオキシン類（底質）環境調査結果

令和6年11月（単位：pg-TEQ/g）

番号	水域名	調査地点	毒性等量	環境基準
1	桃ノ木川	筑井橋	0.49	150 以下
2	八幡川	山澤橋	0.37	
3	粕川	粕川大橋	0.13	

(3) 地下水ダイオキシン類環境調査結果

令和6年11月26日（単位：pg-TEQ/L）

番号	調査地点	毒性等量	環境基準
1	前橋市天川大島町	0.036	1 以下

(4) 土壌ダイオキシン類環境調査結果

令和6年9月25日（単位：pg-TEQ/L）

番号	町名	調査地点	毒性等量	環境基準
1	前橋市苗ヶ島町	前橋市水道局苗ヶ島配水場	0.32	1000 以下

資3-10 有害物質の排水基準

(排水基準を定める省令別表第1、群馬県の生活環境を保全する条例施行規則別表8)

※排水量によらず適用される排水基準

	項目名	許容限度 (単位 : mg/L)
1	カドミウム及びその化合物	0.03
2	シアン化合物	1
3	有機燐化合物	1
4	鉛及びその化合物	0.1
5	六価クロム化合物	0.2
6	砒素及びその化合物	0.1
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003
10	トリクロロエチレン	0.1
11	テトラクロロエチレン	0.1
12	ジクロロメタン	0.2
13	四塩化炭素	0.02
14	1,2-ジクロロエタン	0.04
15	1,1-ジクロロエチレン	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
17	1,1,1-トリクロロエタン	3
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02
20	チウラム	0.06
21	シマジン	0.03
22	チオベンカルブ	0.2
23	ベンゼン	0.1
24	セレン及びその化合物	0.1
25	ほう素及びその化合物	10
26	ふっ素及びその化合物	8
27	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)
28	1,4-ジオキサン	0.5
備 考		
1 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。		
2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現に湧出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。		

資3-11 生活環境項目の排水基準

(排水基準を定める省令別表第2、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例別表(県条例)、群馬県的生活環境を保全する条例規則別表第九)

※生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、フェノール類含有量の許容限度については、法に基づく排水基準に代えて適用する排水基準(排水基準を定める条例に規定する排水基準)である。

項 目 名	許 容 限 度		
	豚房施設、牛房施設及び馬房施設以外の特定施設		豚房施設、牛房施設、馬房施設
	排水量平均 30m ³ /日以上	排水量平均 30m ³ /日未満	
水素イオン濃度	5.8以上 8.6以下		
生物化学的酸素要求量	25mg/L	60mg/L	80mg/L
化学的酸素要求量	25mg/L	60mg/L	80mg/L
浮遊物質	50mg/L	70mg/L	120mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5mg/L		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	30mg/L		
フェノール類含有量	1mg/L		
銅含有量	3mg/L		
亜鉛含有量	2mg/L		
溶解性鉄含有量	10mg/L		
溶解性マンガン含有量	10mg/L		
クロム含有量	2mg/L		
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³		
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)		
リン含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)		
ホルムアルデヒド	10mg/L		
備 考	<p>1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が10m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>		

- 7 ホルムアルデヒドについての特定排水規制基準は、群馬県的生活環境を保全する条例第2条第7項に規定する水質特定施設を設置している事業者に係る特定排水に限って適用する。
- 8 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 9 特定事業場が異なる種類の特定施設を併せて設置する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち最小の許容限度のものを当該特定事業場に係る排水について適用する。

資 3-12 項目別排水基準不適合状況

項目	区分	延調査 事業場数	左のうち排水基準不適合件数	
			不適合件数	比率 (%)
生活環境項目	水素イオン濃度	85	1	1.2
	生物化学的酸素要求量	82	0	0
	浮遊物質量	82	1	1.2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	15	0	0
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	74	0	0
	フェノール類含有量	0	0	0
	銅含有量	9	0	0
	亜鉛含有量	8	0	0
	溶解性鉄含有量	9	0	0
	溶解性マンガン含有量	8	0	0
	クロム含有量	9	0	0
	大腸菌群数	71	1	1.4
	窒素含有量	72	1	1.4
	燐含有量	72	0	0
ホルムアルデヒド	0	0	0	
健康有害物質	カドミウム及びその化合物	4	0	0
	シアン化合物	9	0	0
	有機燐化合物	1	0	0
	鉛及びその化合物	9	0	0
	六価クロム化合物	9	0	0
	砒素及びその化合物	4	0	0
	水銀及びアルキル水銀その他の化合物	4	0	0
	アルキル水銀化合物	3	0	0
	ポリ塩化ビフェニル	1	0	0
	トリクロロエチレン	5	0	0
	テトラクロロエチレン	3	0	0
	ジクロロメタン	1	0	0
	四塩化炭素	1	0	0
	1,2-ジクロロエタン	1	0	0
	1,1-ジクロロエチレン	0	0	0
	シス-1,2-ジクロロエチレン	1	0	0
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0	0
	1,1,2-トリクロロエタン	1	0	0
	1,3-ジクロロプロペン	0	0	0
	チウラム	1	0	0
	シマジン	0	0	0
	チオベンカルブ	0	0	0
	ベンゼン	0	0	0
	セレン及びその化合物	0	0	0
	ほう素及びその化合物	12	0	0
	ふっ素及びその化合物	13	0	0
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	81	0	0	
1,4-ジオキサン	0	0	0	

※不適合事業場については、改善状況確認のため、再検査を実施している。

資 3-13 水質汚濁事故発生状況

	件数	事案
油の流出	2	油流出（上大島）、車両油流出（天川原町）
魚のへい死	1	塗料流出（高崎市中尾町・前橋市鳥羽町）
濁水の流出	2	赤茶水（柏倉町）、汚泥流出（鳥取町）、
その他	1	発泡（富士見町赤城山）
計	6	

※令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

資 4 騒音・振動・悪臭関係資料

資 4-1 騒音に係る環境基準

(単位:デシベル)

地域の類型	基準値		備考
	昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~6:00	
AA	50	40	特に静穏を要する地域
A	55	45	専ら住居の用に供される地域
2車線以上の道路 に面する地域	60	55	
B	55	45	主に住居の用に供される地域
2車線以上の道路 に面する地域	65	60	
C	60	50	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
車線を有する道路 に面する地域	65	60	

※道路に面する地域とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域を指す。

資 4-2 幹線交通を担う道路に近接する空間についての環境基準（騒音） (単位:デシベル)

基準値		備考
昼間	夜間	
70	65	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間 45、夜間 40）によることができる。

※幹線交通を担う道路の指定（平成 24 年 2 月 14 日前橋市告示第 72 号）

- (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）
- (2) (1)に掲げる道路のほか、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に定める自動車専用道路

※幹線交通を担う道路に近接する空間の範囲

- (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 道路端から 15 メートルの範囲
- (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 : 道路端から 20 メートルの範囲

資 4-3 一般地域環境騒音測定結果

(単位：デシベル)

番号	区域区分 (種)	地域類型	地 域 名	測定値		環境基準達 成状況
				昼 6:00~22:00	夜 22:00~6:00	
1	2種	A	荒牧町二丁目	47	40	○
2	2種	A	天川原町二丁目	49	34	○
3	3種	C	南町三丁目	49	44	○
4	2種	A	東善町	47	42	○
5	2種	B	宮地町	48	41	○
6	2種	B	端気町	47	41	○
7	1種	A	堤町	46	36	○
8	2種	B	下沖町	45	37	○
9	2種	B	上泉町	44	36	○
10	2種	B	女屋町	47	39	○
11	1種	A	鶴が谷町	44	36	○
12	2種	B	今井町	48	45	○
13	2種	B	堀越町	50	45	○
14	3種	C	大胡町	42	35	○
15	2種	B	粕川町女渚	45	35	○
16	2種	B	富士見町石井	44	33	○

資 4-4 一般地域における騒音に係る環境基準達成率の推移

測定年度	地域の類型 (規制地域区分)	測定地点数	環境基準達成地点数 (達成率%)
令和元年度	A類型(1種)	1	1 (100%)
	(2種)	5	5 (100%)
	B類型(2種)	7	7 (100%)
	C類型(3種)	2	2 (100%)
	(4種)	2	2 (100%)
		17	17 (100%)
令和2年度	A類型(1種)	2	2 (100%)
	(2種)	6	6 (100%)
	B類型(2種)	6	6 (100%)
	C類型(3種)	3	3 (100%)
	(4種)	0	0 (100%)
		17	17 (100%)
令和3年度	A類型(1種)	2	2 (100%)
	(2種)	3	3 (100%)
	B類型(2種)	9	9 (100%)
	C類型(3種)	2	2 (100%)
	(4種)	0	0 (100%)
		16	16 (100%)
令和4年度	A類型(1種)	1	1 (100%)
	(2種)	5	5 (100%)
	B類型(2種)	7	7 (100%)
	C類型(3種)	2	2 (100%)
	(4種)	2	2 (100%)
		17	17 (100%)
令和5年度	A類型(1種)	2	2 (100%)
	(2種)	6	6 (100%)
	B類型(2種)	6	6 (100%)
	C類型(3種)	3	3 (100%)
	(4種)	0	0 (100%)
		17	17 (100%)
令和6年度	A類型(1種)	2	2 (100%)
	(2種)	3	3 (100%)
	B類型(2種)	9	9 (100%)
	C類型(3種)	2	2 (100%)
	(4種)	0	0 (100%)
		16	16 (100%)

資 4-5 道路に面する一般地域環境騒音測定結果

(単位：デシベル)

番号	地域の類型	測定地点	測定値		環境基準 達成状況
			昼 6:00～22:00	夜 22:00～6:00	
1	幹線交通 B 2車線以上	田口町 一般国道 17 号	69	61	○
2	幹線交通 B 2車線以上	文京町一丁目 前橋館林線	66	59	○
3	幹線交通 B 2車線以上	上佐鳥町 前橋玉村線	58	49	○
4	幹線交通 B 4車線以上	礪島町 前橋長瀬線	69	62	○
5	幹線交通 B 2車線以上	富田町 藤岡大胡線	66	61	○
6	幹線交通 A 2車線以上	堤町 前橋西久保線	60	53	○
7	幹線交通 C 4車線以上	川原町 南新井前橋線	68	61	○

※地域の類型のうち「幹線交通」は幹線交通を担う道路の指定（平成 11 年群馬県告示第 141 号）を受けた道路（高速自動車国道、一般国道、県道及び 4 車線以上の市道）に面する地域（2 車線以下の道路：道路端から 15m、2 車線を超える道路：道路端から 20mの距離に示す範囲）を表す。また、「2 車線以上」は「2 車線以上の車線を有する道路に面する地域」、「4 車線以上」は「4 車線以上の車線を有する道路に面する地域」をそれぞれ表す。

資 4-6 地域の類型、区域の区分（騒音）

R 7. 4. 1 現在

地域の類型	区域の区分	区 域 名
A	第 1 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域並びに鶴が谷町の区域
		用途地域のうち第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第 2 種区域	用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域（多田山産業団地の区域を除く）、大胡支所の所管区域のうち第 3 種区域を除く区域、宮城支所及び粕川支所の所管区域のうち前橋勢多都市計画区域であって、第 3 種区域を除く区域、富士見支所の所管区域、準工業地域（前橋市北代田町東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和 5 年前橋市条例第 1 8 号）第 2 条に規定する区域（主要地方道前橋赤城線界東側 5 0 メートルの区域を除く。))
C	第 3 種区域	用途地域のうち近隣商業地域（富士見支所の所管区域内の近隣商業地域を除く）、商業地域、準工業地域（第 2 種区域を除く。）及び大胡支所の所管区域内の工業地域の区域、粕川支所の所管区域のうち主要地方道前橋大間々桐生線、県道深津伊勢崎線、東神沢川及び大正用水に囲まれた区域、多田山産業団地の区域
	第 4 種区域	用途地域のうち工業地域（大胡支所の所管区域内の工業地域を除く）及び工業専用地域、朝倉工業団地、西善工業団地、東善・中内工業団地、中内第二工業団地、泉沢工業団地の区域

資 4-7 特定工場等に対する規制基準（騒音）

（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分	昼間	朝	夕	夜間
	8:00～18:00	6:00～8:00	18:00～21:00	21:00～6:00
第 1 種区域	45	40		40
第 2 種区域	55	50		45
第 3 種区域	65	60		50
第 4 種区域	70	65		55

※ただし、第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域内に所在する次の施設の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における基準は、上表で定める基準より 5dB 減じた基準値。

- 1 小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園
- 2 保育所
- 3 病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- 4 図書館
- 5 特別養護老人ホーム
- 6 幼保連携型認定こども園

資 4-8 飲食店営業等騒音規制基準

R7. 4. 1 現在

区域の区分	許容限度 (単位：デシベル)	対象営業
第 1 種区域	40	飲食店営業 ボーリング場営業 ゴルフ練習場営業 テニス練習場営業 バッティング練習場営業
第 2 種区域	45	
第 3 種区域	50	
第 4 種区域	55	

資 4-9 音響機器の使用限度

R7. 4. 1 現在

対象区域	制限の内容	対象音響機器	対象営業
指定地域全域	午後 11 時から翌日の午前 6 時まで使用禁止 ただし外に漏れない場合はこの限りではない。	カラオケ装置ステレオセット 拡声装置 録音・再生装置 有線ラジオ放送装置 楽器	飲食店営業 (喫茶店、サロン その他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業を除く。)

資 4-10 区域の区分（振動）

R7. 4. 1 現在

振動の区域の区分	用 途 地 域
第 1 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域並びに鶴が谷町の区域
	用途地域のうち第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域（多田山産業団地の区域を除く）、大胡支所の所管区域のうち第 2 種区域を除く区域、宮城支所及び粕川支所の所管区域のうち前橋勢多都市計画区域であって、第 2 種区域を除く区域、富士見支所の所管区域、準工業地域（前橋市北代田町東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和 5 年前橋市条例第 1 8 号）第 2 条に規定する区域（主要地方道前橋赤城線界東側 5 0 メートルの区域を除く。))
第 2 種区域	用途地域のうち近隣商業地域（富士見支所の所管区域内の近隣商業地域を除く）、商業地域、準工業地域（第 2 種区域を除く。）及び大胡支所の所管区域内の工業地域の区域、粕川支所の所管区域のうち主要地方道前橋大間々桐生線、県道深津伊勢崎線、東神沢川及び大正用水に囲まれた区域、多田山産業団地の区域
	用途地域のうち工業地域（大胡支所の所管区域内の工業地域を除く）及び工業専用地域、朝倉工業団地、西善工業団地、東善・中内工業団地、中内第二工業団地、泉沢工業団地の区域

資 4-11 特定工場等に対する規制基準（振動）

R7. 4. 1 現在

時間の区分 区域の区分	昼 間 (単位:デシベル)	夜 間 (単位:デシベル)
	8:00~19:00	19:00~8:00
第 1 種区域	65	55
第 2 種区域	70	65

※ただし、各区域に所在する次の施設の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における基準は、上表で定める基準より 5dB 減じた基準値としている。

- 1 小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園
- 2 保育所
- 3 病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- 4 図書館
- 5 特別養護老人ホーム
- 6 幼保連携型認定こども園

資 4-12 特定建設作業の規制基準（騒音）

基準の区分 特定建設作業	特定建設作業の場所の敷地境界線における騒音の大きさ	夜間作業		1日の作業時間		作業期間	日曜日その他の休日の作業
		第 1, 2, 3 種及び 4 種の一部区域	左記以外の区域	第 1, 2, 3 種及び 4 種の一部区域	左記以外の区域		
くい打機、くい抜機 又はくい打くい抜機を使用する作業	85dB	午後 7 時から午前 7 時まで は行わないこと	午後 10 時から午前 6 時まで は行わないこと	10 時間を超えて行 わないこと	14 時間を超えて行わ ないこと	連続して 6 日を超 えて行わないこと	行わないこと
びょう打機を使用する作業							
さく岩機を使用する作業							
空気圧縮機を使用する作業							
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業							
バックホウを使用する作業							
トラクターショベルを使用する作業							
ブルドーザーを使用する作業							

資 4-13 特定建設作業の規制基準（振動）

基準の区分 特定建設作業	特定建設作業の場所の敷地境界線における振動の大きさ	夜間作業		1日の作業時間		作業期間	日曜日その他の休日の作業
		第 1 種及び 2 種の一部区域	左記以外の区域	第 1 種及び 2 種の一部区域	左記以外の区域		
くい打機、くい抜機 又はくい打くい抜機を使用する作業	75dB	午後 7 時から午前 7 時まで は行わないこと	午後 10 時から午前 6 時まで は行わないこと	10 時間を超えて行 わないこと	14 時間を超えて行わ ないこと	連続して 6 日を超 えて行わないこと	行わないこと
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
舗装版破砕機を使用する作業							
ブレーカーを使用する作業							
空気圧縮機を使用する作業（条例）							

資 4-14 区域の区分（悪臭）

R7.4.1 現在

区域の区分	区 域 名
A区域	大胡支所、宮城支所、粕川支所及び富士見支所の所管区域以外の第一種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、第一種及び第二種住居地域並びに準住居地域の区域
B区域	大胡支所、宮城支所、粕川支所及び富士見支所の所管区域以外の近隣商業地域、商業地域、準工業地域の区域
C区域	1 大胡支所、宮城支所、粕川支所及び富士見支所の所管区域以外の工業地域及び工業専用地域の区域 2 朝倉工業団地、西善工業団地、東善工業団地、中内工業団地、泉沢工業団地、城南北部工業団地の区域 3 亀泉町のうち265-34、455-2の区域 4 荻窪町及び小坂子町のうち別表第3に示す区域 5 荒口町のうち国道 17 号、前橋市道 09-249 号、前橋市道 00-056 号、荒砥川で囲まれた区域
D区域	A 区域、B 区域及び C 区域以外の区域

平成 26 年 10 月 2 日前橋市告示第 757 号

資 4-15 臭気指数の規制基準（悪臭）

R7.4.1 現在

規制地域の区分	敷地境界	気体排出口（煙突など）	排出水
A区域	12	事業場ごとに算出する	28
B区域	15		31
C区域	18		34
D区域	21		37

平成 16 年 3 月 30 日前橋市告示第 80 号

資 4-16 土壌汚染指定区域に係る指定基準

R7. 4. 1 現在

分類	調査方法	調査対象の物質名	溶出量基準 (検液 1L 当り)	含有量基準 (土壌 1kg 当り)
第 1 種特定 有害物質 (揮発性有 機化合物)	土壌ガス調 査を行う 検出された 場合には、深 層までの試 料を採取し 土壌溶出量 試験を行う	クロロエチレン	0.002mg 以下	—
		四塩化炭素	0.002mg 以下	—
		1, 2-ジクロロエタン	0.004mg 以下	—
		1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg 以下	—
		1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg 以下	—
		1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg 以下	—
		ジクロロメタン	0.02mg 以下	—
		テトラクロロエチレン	0.01mg 以下	—
		1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg 以下	—
		1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg 以下	—
		トリクロロエチレン	0.01mg 以下	—
		ベンゼン	0.01mg 以下	—
第 2 種特定 有害物質 (重金属 等)	採取試料の 土壌溶出量 調査と土壌 含有量調査 を行う	カドミウム及びその化合 物	0.003mg 以下	45 mg 以下
		六価クロム化合物	0.05 mg 以下	250 mg 以下
		シアン化合物	検出されないこ と	50 mg 以下 (遊 離シアンとし て)
		水銀及びその化合物	水銀が 0.0005mg 以下 かつ、アルキル 水銀が検出され ないこと	15 mg 以下
		セレン及びその化合物	0.01mg 以下	150mg 以下
		鉛及びその化合物	0.01mg 以下	150mg 以下
		砒素及びその化合物	0.01mg 以下	150mg 以下
		ふっ素及びその化合物	0.8mg 以下	4000mg 以下
第 3 種有害 物質 (農薬 等)	採取試料の 土壌溶出量 調査を行う	シマジン	0.003mg 以下	—
		チオベンカルブ	0.02mg 以下	—
		チウラム	0.006mg 以下	—
		有機りん化合物	検出されないこ と	—
		ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこ と	—

資 5 特定施設届出状況

資 5-1 令和 6 年度環境関係法令及び県条例に基づく特定事業場数

ア 環境関係法令及び県条例に基づく特定事業場数 (令和 6 年度末)

種別		区分			
		法	律	条	例
大気	ばい煙	203	9		
	一般粉じん	17	227		
	水銀	6	-		
水質		658	0		
騒音		645	3		
振動		334	291		
ダイオキシン類		20	-		

イ 公害防止管理者等選任事業場 (令和 6 年度末)

公害防止統括者を選任している事業場	39
公害防止管理者を選任している事業場	41
公害防止責任者を選任している事業場	105

資 5-2 令和 6 年度環境関係法令及び県条例に基づく届出件数

ア 環境関係法令及び県条例に基づく届出件数

区 分		種 類	種 類							計	
			設 置	構 造 等 変 更	数 変 更	廃 止	氏 名 等 変 更	承 継	特 定 建 設 作 業		作 業 実 施
大気	ばい煙	法律	5	0	-	3	9	1	-	-	18
		条例	0	0	-	1	1	0	-	-	2
	一般粉じん	法律	0	0	-	1	1	0	-	-	2
		条例	1	0	-	0	2	0	-	-	3
	特定粉じん	法律	-	-	-	-	-	-	-	13	13
	水銀	法律	1	0	-	0	1	0	-	-	2
水 質	法律	18	9	-	13	47	1	-	-	88	
	条例	0	0	-	0	0	0	-	-	0	
騒 音	法律	5	-	6	3	42	4	45	-	105	
	条例	0	-	0	0	0	0	-	-	0	
振 動	法律	2	-	7	2	22	2	38	-	73	
	条例	2	-	2	2	35	4	15	-	60	
ダイオキシン類	法律	1	0	-	0	5	0	-	-	6	
計											372

イ ダイオキシン類対策特別措置法 28 条に基づく報告件数

報告書名	件数
法第 28 条第 3 項に基づく設置者による自主測定報告	10

ウ 土壤汚染対策法関係届出件数

届出書等名	件数
法第 3 条第 1 項本文の規定による、土壤汚染状況調査結果報告書	0
法第 3 条第 1 項ただし書きの確認申請書	4
法第 3 条第 7 項の規定による、一定規模以上の土地の形質変更届出書	1
法第 3 条第 8 項の命令に係る、土壤汚染状況調査結果報告書	1
法第 4 条第 1 項の規定による、一定規模以上の土地の形質変更届出書	33
法第 4 条第 2 項の規定による、土壤汚染状況調査結果報告書	7
法第 4 条第 3 項の命令に係る、土壤汚染状況調査結果報告書	0
法第 12 条第 1 項の規定による、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	3
法第 14 条第 1 項の規定による、指定の申請書	0
法第 16 条第 1 項の規定による、汚染土壤の区域外搬出届出書	3
土地の利用状況に係る定期報告書(前橋市要綱)	23

エ 公害防止管理者等関係届出件数

	選任	解任	選解任	代理選任	代理解任	代理選解任
公害防止統括者・統括者の代理者	5	3	5	5	3	4
公害防止管理者・管理者の代理者	3	2	5	2	1	5
公害防止責任者	3	1	2	—	—	—

資 5-3 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の施設数

施設番号	ばい煙発生施設名	施設数
1	ボイラー	356
5	溶解炉（金属の精錬または鍛造用）	3
6	加熱炉（金属の鍛練、圧延、熱処理用）	16
11	乾燥炉	28
13	廃棄物焼却炉	9
24	溶解炉（鉛の第 2 次精錬用）	4
	計	416

資 5-4 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の施設数

施設番号	一般粉じん発生施設名	施設数
1	コークス炉	0
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ）又は土石の堆積場	9
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するもの湿式と密閉式のものを除く）	36
4	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供する湿式と密閉式のものを除く）	18
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するもの湿式と密閉式のものを除く）	4
計		67

資 5-5 大気汚染防止法に基づく水銀排出施設の施設数

施設番号	水銀排出施設名		施設数
5	非鉄金属（銅、鉛、亜鉛及び工業金）製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	二次施設 銅、鉛又は亜鉛	1
8	廃棄物焼却炉（一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉）		9
計			10

資 5-6 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

施設 番号	水 質 特 定 施 設 名	50m ³ / 日以上	30m ³ /日以上		10m ³ /日以上		10m ³ /日未満		計	
			うち有 害物質 を排出		うち有 害物質 を排出		うち有 害物質 を排出		うち有 害物質 を排出	
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	6	0	4	0	12	0	117	1	139
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	4	1	1	0	0	0	7	0	12
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	4	0	1	0	0	0	8	0	13
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	2	0	2
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	0	0	0	0	0	1	0	1
10	飲料製造業の用に供する施設	1	0	1	0	1	0	3	0	6
11	動物系飼料又は有機肥料の製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	2	0	2
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	1	0	0	0	0	0	0	0	1
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設	1	1	0	0	0	0	0	0	1
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	2	0	0	0	2	0	3	0	7
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する施設	5	0	0	0	1	0	20	0	26
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	5	0	0	0	1	0	1	0	7
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	2	0	2
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	0	0	0	0	0	1	0	1
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	3	0	3
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	1	0	1
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	0	0	0	1	0	5	0	6
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	1	0	0	0	0	0	0	1
52	皮革製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	1	0	1
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	3	0	3
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	3	0	3
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	0	0	0	0	0	0	3	0	3
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	2	0	1	1	0	0	5	1	8

施設 番号	水 質 特 定 施 設 名	50m ³ / 日以上	30m ³ /日以上		10m ³ /日以上		10m ³ /日未満		計	
			うち有 害物質 を排出		うち有 害物質 を排出		うち有 害物質 を排出		うち有 害物質 を排出	
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道のうちの浄水施設	0	0	0	0	1	0	1	0	2
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	5	4	2	2	3	1	9	6	19
66	電気めっき施設	1	1	1	1	0	0	1	1	3
66-3	旅館業の用に供する施設	1	0	8	0	8	0	64	0	81
66-4	共同調理場に設置されるちゅう房施設	2	0	0	0	1	0	4	0	7
66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	2	0	0	0	0	0	1	0	3
66-6	飲食店に設置されるちゅう房施設	2	0	1	0	1	0	3	0	7
67	洗濯業の用に供する洗浄施設	2	1	1	0	0	0	55	4	58
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	0	0	0	0	0	7	3	7
68-2	病院	1	0	0	0	0	0	2	1	3
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	0	1	0	0	0	5	0	6
71	自動式車両洗浄施設	1	0	2	0	9	0	116	1	128
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	2	2	3	3	3	0	26	16	34
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0	0	0	1	0	0	0	2
71-4	産業廃棄物処理施設のうち、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するもの	0	0	0	0	0	0	2	0	2
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	0	0	0	0	0	1	1	1
72	し尿処理施設	39	0	1	0	1	0	2	0	43
73	下水道終末処理施設	2	0	0	0	0	0	0	0	2
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	0	0	0	0	0	0	0	1

資 5-7(1) 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定事業場数（第 5 条第 3 項）

	事業場数
有害物質使用特定事業場	4

資 5-7(2) 水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定事業場数

	事業場数
有害物質貯蔵指定事業場	4

資 5-8 騒音規制法に基づく特定施設数

施設番号	騒音特定施設名	施設数
1	金属加工機械 液圧プレス、機械プレスなど	1358
2	空気圧縮機及び送風機	2397
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	63
5	建設用資材製造機械 コンクリートプラント、アスファルトプラント	12
6	穀物用製粉機	1
7	木材加工機械 チップパー、帯のこ盤、丸のこ盤、かんな盤 など	447
9	印刷機械	185
10	合成樹脂用射出成形機	144
11	鋳造型機	12
計		4621

資 5-9 群馬県の生活環境を保全する条例に基づく騒音特定施設数

施設番号	騒音特定施設名	施設数
3	ダイカストマシン	17
計		17

資 5-10 振動規制法に基づく特定施設数

施設番号	振動特定施設名	施設数
1	金属加工機械 液圧プレス、機械プレス など	1068
2	圧縮機	784
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	63
6	木材加工機械 ドラムバーカー、チップパー	32
7	印刷機械	91
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	5
9	合成樹脂用射出成形機	137
10	鋳造製造機	12
計		2192

資 5-11 群馬県の生活環境を保全する条例に基づく振動特定施設数

施設番号	振動特定施設名	施設数
2	送風機	1727
4	オシレイティングコンベア	1
5	ダイカストマシン	17
計		1745

資6 前橋市環境基本条例

平成12年前橋市条例第19号
最終改訂 平成12年前橋市条例第60号

前 文

私たちのまち前橋は、雄大な赤城山を背景に利根川、広瀬川、桃ノ木川などの美しい流れと緑豊かな自然に恵まれ、市民の情熱とたゆまぬ努力により、北関東の中核都市として発展を遂げてきた。

しかしながら、本市においても、都市化の進展により、身近な自然が減少するとともに、大気汚染や水質汚濁あるいは廃棄物の増加などの環境問題が生じている。

また、私たちの日常生活や事業活動における便利さや豊かさの追求は、地球の温暖化やオゾン層の破壊など、地球環境に大きな負荷を与え、人類の存在基盤そのものを脅かすまてになっている。

もとより、恵み豊かな環境を享受することは、健康で文化的な生活を営む上での市民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に継承していくことは、私たちの責務でもある。

私たちは、自らの活動が私たちのまちや私たちと密接なつながりのある地域の環境、ひいては地球環境に与える影響の重大さを認識し、市、市民及び事業者が相互に協力しあつて、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築を目指さなければならない。

そこで、私たちは、恵み豊かな環境を保全していくとともに、より良い環境を築き、人と自然が共生する環境・文化都市の創造を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 典型7公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭をいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要とする環境を確保するとともに、環境の恵みが将来の世代に引き継がれるように適切に行われなければならない。

- 2 良好な環境の保全及び創造は、人と自然が共生することができ、かつ、環境への負荷が少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会の構築を目指して、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

- 3 地球環境保全是、市、市民及び事業者のすべてが自らの課題であることを認識し、それぞれの日常生活及び事業活動において、相互に協力し、及び連携して推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関し、地域の自然的・社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及びその実施に努めるものとする。
- 2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、自らの責任において、これに伴って生ずる公害の防止を図り、かつ、廃棄物を適正に処理し、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において、環境に配慮した原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
 - 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(環境への配慮の推進)

- 第7条 環境に著しい影響を与える土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を計画する者(環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び群馬県環境影響評価条例(平成11年群馬県条例第19号)の適用を受ける事業を実施する者を除く。)は、その計画

の立案に当たっては、環境影響評価法その他関係法令の規定に準拠して、良好な環境の保全及び創造に努めるものとする。

(年次状況書)

- 第8条 市長は、毎年度、環境の現状と良好な環境の保全及び創造に関して講じた施策について状況書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項

(基本方針)

- 第9条 良好な環境の保全及び創造に関する基本方針は、次のとおりとする。
- (1) 典型7公害を含めた都市型公害の改善が進み、新たな環境汚染の発生が未然に防止されるまちづくりを行うこと。
 - (2) 多様な生態系が維持され、市民に潤いと安らぎを与える自然環境が守られ、はぐくまれるまちづくりを行うこと。
 - (3) 水と緑、歴史等の環境資源を有効に活用し、快適な環境が創出されるまちづくりを行うこと。
 - (4) 地球規模の考えを持ち、環境への負荷の低減や循環型都市の形成に向けた取組が市内各所で行われるまちづくりを行うこと。
 - (5) 市民及び事業者が主体的に良好な環境の保全及び創造に関する活動に参加するまちづくりを行うこと。

(環境基本計画)

- 第10条 市長は、前条の基本方針に基づき、前橋市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。
- 2 環境基本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標、施策の方向、配慮指針その他の必要な事項について定めるものとする。
 - 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ前橋市環境審議会の意見を聴くものとする。
 - 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
 - 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと思われる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(市民等の意見を聴くための措置)

第12条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たり、必要があると認めるときは、市民及び事業者の意見を聴くための措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第14条 市は、良好な環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは、地域の特性、規制の効果及び影響等を考慮し、適切な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第15条 市は、市民及び事業者が自ら行う環境への負荷の低減に係る施設の整備その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要があると認めるときは、経済的な助成措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備等)

第16条 市は、一般廃棄物処理施設、公共下水道等環境の保全に資する公共施設の整備その他環境の保全上の支障を防止するための事業の推進に努めるものとする。

2 市は、地域の特性及び環境資源をいかした良好な環境を創造するための公共施設の整備に努めるものとする。

(環境に関する教育及び学習)

第17条 市は、市民及び事業者が良好な環境の保全及び創造に関する理解を深め、これらの者の自発的な環境への負荷の低減等良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲の増進を図るため、環境に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の支援)

第18条 市は、市民及び事業者が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動を

促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

(調査及び研究)

第20条 市は、環境の現状の把握、環境の変化の予測その他良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な事項の調査及び研究を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第21条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、環境の状況の把握に必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

第3章 地球環境保全の推進

第22条 市は、地域の良好な環境の保全及び創造を通じて地球環境保全に貢献することを基本とし、市民及び事業者と協働して地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

2 市は、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

第23条 良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、前橋市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 学識経験を有する者

(4) 行政機関の職員

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 7 前各号に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 前橋市環境審議会条例(平成6年前橋市条例第35号)は、廃止する。

資7 環境・公害関係用語

1 環境一般

公害…事業活動等により、人の健康や生活環境に被害が生ずることをいい、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7つを通常「典型7公害」と呼んでいます。

環境基準…人の健康を保護し、又は生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準です。

2 大気関係

大気汚染常時監視…大気汚染防止法第22条に基づき、市内における大気の汚染物質を常時測定しています。

硫黄酸化物…重油など硫黄分を含む化石燃料が燃焼して生じた物質で雨に溶けて酸性雨の原因になると考えられています。

窒素酸化物…燃焼に伴って発生する物質で、雨水に溶けると酸性雨になるとされています。

浮遊粒子状物質…微粒子の大きさが10マイクロメートル以下のもので、呼吸器系に影響を及ぼします。

光化学オキシダント…大気中の窒素酸化物などが紫外線と化学反応を起こして生じます。高濃度になると目がチカチカするなど健康被害を引き起こす物質で、0.12ppmを超えた状態が継続すると「光化学オキシダント注意報」が発令されます。

微小粒子状物質(PM2.5)…大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径2.5マイクロメートル以下の特に微小な物質です。通常の粒子より小さいため、肺の奥まで入り込むため気管支に支障をきたすおそれがあるとされています。

揮発性有機化合物 (VOC (volatile organic compounds))…浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因の一つです。大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタンなど多種の物質が含まれます。

ダイオキシン類…ごみの焼却や火山活動等で発生します。市有施設で継続的に測定を行っています。食物連鎖を通じて高次消費者の体内に蓄積され、発がん性があるとされています。

ばい煙…物の燃焼などに伴い発生するばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、その他の有害物質をいいます。

K値規制…工場等から排出される硫黄酸化物の規制方法です。大気汚染防止法施行規則第3条に規定される硫黄酸化物量算出式から求められる定数Kで規制をする方法です。

特定粉じん…大気汚染防止法にて石綿（アスベスト）を特定粉じんと定めています。

一般粉じん…特定粉じん以外の粉じんを一般粉じんといいます。

空間放射線量…放射性物質から発せられる周辺環境の放射線量です。

ベクレル…そのものが持っている放射線を出す能力（放射能）の大きさを表す単位です。

シーベルト…受けた放射線で、どれ位の影響を受けるかを知る際に必要な被ばく線量の単位です。

3 水質関係

環境基準点…指定された水域について、環境基準の達成状況を把握するための地点のことです。

公共用水域…河川、湖沼、海域、水路その他公共の用に供される水域をいいます。

一般項目(生活環境項目)…水質汚濁に係る環境基準であり、pH、BOD、SS、DO、大腸菌数等があります。

水素イオン濃度(pH)…水の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標であり、pH7で中性を、それ以下は酸性、それ以上はアルカリ性を示します。

生物学的酸素要求量(BOD)…河川の汚濁状況を表すときに用いられ、水質汚濁が著しいほど数値が大きくなります。

化学的酸素要求量(COD)…海域及び湖沼の汚濁状況をあらわすときに用いられ、水質汚濁が著しいほど数値が大きくなります。

溶存酸素量(DO)…酸素が水中に溶けている量です。

浮遊物質(SS)…水中に浮遊する懸濁物の量をいいます。各種排水の不溶性物質などからなり、数値が大きいかほど水質汚濁が著しく、水の濁りの原因となります。

大腸菌数…大腸菌を培地で培養し、育成したコロニー数を数えることで算出される数値をいいます。大腸菌が水中に存在することは、人畜のし尿などで汚染されている可能性を示すものです。

ノルマルヘキサン抽出物質…ノルマルヘキサンに抽出される有機物質の総称で、通称油分と呼ばれます。

ホルムアルデヒド…刺激臭のある無色の気体です。3%水溶液をホルマリンといい、殺菌防腐剤として用いられます。発がん性が指摘されています。

健康項目…水質汚濁に係る環境基準であり、シアン、アルキル水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素等、全27項目です。

ヒ素…半導体の成分として用いられます。強い毒性があります。

シアン…シアン化合物は通称青酸化合物といい、人体に有害な物質です。メッキ工場等で使用されています。

アルキル水銀…水俣病の原因とされており、アルキル水銀を含む魚介類を長期に摂取すると、中枢神経障害などを起こす場合があります。

カドミウム…銀白色の金属で、冶金、精錬工場にて使われます。体内に累積性があり、健康被害を起こします。

鉛…ガス管、蓄電池等に使用され、人体に対して慢性毒性を有します。

有機リン…農薬として使われています。

チウラム…殺菌剤、農薬として広く使われています。

シマジン…除草剤として使われています。

チオベンカルブ…除草剤として使われています。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素…窒素肥料や家畜のふん尿、工場排水等に含まれる窒素が環境中で微生物に分解されて生成します。

ふっ素…自然界に存在し、海水、河川水や多くの食品や歯磨き粉にも含まれていますが、過剰に摂取することにより健康被害の恐れがあります。

ほう素…植物、昆虫に対して高濃度のほう素を含む土壌では葉の壊死や毒性があります。

4 騒音・振動関係

一般地域…市内の公園を中心に50箇所を選定し、毎年16から17箇所騒音測定をしています。

道路に面する地域…幹線交通を担う道路に面している地域を示します。

自動車騒音の面的評価…道路に面する地域の騒音測定結果、過去の測定結果と交通量から一定区域内環境に影響を及ぼす自動車騒音の状況を推計する評価方法です。

特定建設作業…建設工事として行われる作業のうち、著しく騒音、振動を発生する作業です。

90%レンジ…累積度数曲線をひき、その上端及び下端の5%を除いた変動幅のことで、この変動幅の両端を90%レンジの上端値(L5)、下端値(L95)といいます。

暗騒音(暗振動)…対象の音(振動)に対して、その音(振動)がないときのその場所における騒音(振動)をいいます。

5 悪臭関係

三点比較式臭袋法(官能試験法)…発生源の悪臭を採取し、無臭空気が入った袋にその原臭気を入れ、所定希釈倍数になるように調整します。パネル(臭いを判定する者)が、臭いの有無を判定し、その結果得られる希釈倍数と正解率との関係から確率的手法を用いて臭気濃度を決定する方法です。

臭気指数…においのある空気を無臭の空気ですら臭気を感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍率から算出した数値をいいます。本市では臭気指数により工場、事業場を規制しています。

臭気強度…においの強さを6段階に分け、0無臭、1やっと感知できるにおい、2何のにおいかわかる弱いにおい、3らくに感知できるにおい、4強いにおい、5強烈なにおいのまでの数値で表す表示法です。

6 土壌関係

特定有害物質…土壌や地下水に含まれることが原因で人の健康に被害を生ずるおそれがある有害物質のことです。鉛やヒ素等が土壌汚染対策法施行令で定められています。

まえばしのかんきょう(令和7年度版)

令和7年11月発行

編 集 前橋市環境部環境政策課

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

TEL 027-224-1111

